

平成 30 年

富岡町議会会議録

第 8 回 定例会

12 月 13 日 開会 ～ 12 月 14 日 閉会

富岡町議会

平成30年第8回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月13日(木曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会 (午前10時00分)	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸報告	7
○議案の一括上程	15
○提案理由の説明及び一般町政報告	15
○一般質問	20
安藤正純君	20
渡辺正道君	31
堀本典明君	40
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	49
○散会の宣告	63
散 会 (午後 3時28分)	64

第2日 12月14日(金曜日)

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	67
○出席議員	69
○欠席議員	69
○説明のため出席した者	69

○事務局職員出席者	7 0
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	7 1
○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○会議録署名議員の指名	7 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	7 1
○追加議案の提案理由の説明	1 1 3
○日程の追加	1 1 3
○発言の訂正	1 1 4
○議案の一括上程	1 1 4
○提案理由の説明	1 1 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○委員会報告	1 2 6
○動議の提出	1 3 0
○閉会の宣告	1 3 0
閉 会 （午後 3 時 3 2 分）	1 3 0

第 8 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成30年第8回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成30年12月13日(木) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、議会議員定数等に関する特別委員会報告
- 6、総務常任委員会報告
- 7、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 11号 専決処分の報告について
- 報告第 12号 専決処分の報告について
- 報告第 13号 専決処分の報告について
- 報告第 14号 専決処分の報告について
- 報告第 15号 専決処分の報告について
- 議案第 84号 富岡町立認定こども園条例について
- 議案第 85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 91号 工事請負契約について
- 議案第 92号 工事請負契約の変更について
- 議案第 93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第 94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 97号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 98号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 11号 専決処分の報告について

報告第 12号 専決処分の報告について

報告第 13号 専決処分の報告について

報告第 14号 専決処分の報告について

報告第 15号 専決処分の報告について

議案第 84号 富岡町立認定こども園条例について

議案第 85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第 91号 工事請負契約について

議案第 92号 工事請負契約の変更について

議案第 93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第4号)

議案第 94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 97号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 98号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、議会議員定数等に関する特別委員会報告
- 6、総務常任委員会報告
- 7、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 11号 専決処分の報告について
- 報告第 12号 専決処分の報告について
- 報告第 13号 専決処分の報告について
- 報告第 14号 専決処分の報告について
- 報告第 15号 専決処分の報告について
- 議案第 84号 富岡町立認定こども園条例について
- 議案第 85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 91号 工事請負契約について
- 議案第 92号 工事請負契約の変更について
- 議案第 93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 97号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 98号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 11号 専決処分の報告について

報告第 12号 専決処分の報告について

報告第 13号 専決処分の報告について

報告第 14号 専決処分の報告について

報告第 15号 専決処分の報告について

議案第 84号 富岡町立認定こども園条例について

議案第 85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

○出席議員（14名）

1番 渡辺英博君

2番 渡辺正道君

3番 高野匠美君

4番 渡辺高一君

5番 堀本典明君

6番 早川恒久君

7番 遠藤一善君

8番 安藤正純君

9番 宇佐神幸一君

10番 高野泰君

11番 黒澤英男君

12番 高橋実君

13番 渡辺三男君

14番 塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長 宮本皓一君

副町長 高橋浩一君

副町長 滝沢一美君

教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	三 瓶 直 人 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
健 康 福 祉 課 長	植 杉 昭 弘 君
住 民 課 長	杉 本 良 君
参 事 兼 生 活 環 境 課 長	石 井 和 弘 君
産 業 振 興 課 長	猪 狩 力 君
復 興 推 進 課 長	黒 沢 真 也 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	飯 塚 裕 之 君
抛 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
郡 山 支 所 長	斉 藤 一 宏 君
参 事 兼 い わ き 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
総 務 課 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 査	杉 本 亜 季

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月6日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成30年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

次に、平成30年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、このことについても文書をもってお手元に配付させていただいておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

11番 黒 澤 英 男 君

12番 高 橋 実 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から明日、14日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から明日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査報告をいたします。

30監第15号、平成30年12月13日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1)平成30年8月・9月・10月分。(2)一般会計及び特別会計。(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。平成30年9月20日・10月26日・11月20日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第37号、平成30年12月13日、富

岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成30年12月6日午前9時15分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件5件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件5件、認定案件1件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更案件1件、補正予算案件8件、合計22件。定例会最終日に人事委員会勧告に基づく条例改正案件3件及び補正予算案件5件の追加議案を提出する予定であるとの説明を受けた。(2)12月定例会の会期及び日程について、12月定例会の会期日程については、会期を12月13日から14日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案のとおり決した。③その他、平成31年度からの庁内組織体制の見直しに係る常任委員会の名称及び所管課の変更(案)について議会事務局長より説明を受けた。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) おはようございます。報告第38号、平成30年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第196号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第196号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、記載のとおりであります。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第196号の編集について。とみおか議会だより第196号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡幼稚園のアクア

マリンふくしまへの遠足の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、農業委員会の会長に就任した遠藤則政氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第196号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1) とみおか議会だより第196号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第39号、平成30年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成30年8月・9月・10月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成30年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。3号機燃

料取り出しの際の機器ふぐあいに対する再発防止策の進捗状況として、品質確認責任者を置き、動作確認や記録確認を実施する等の説明を受けた。震災時に建屋滞留水を貯留するため活用したメガフロートのリスク低減対策として、港湾内に着底させ、護岸及び物揚場として活用する工事について説明を受けた。議員からは、震災時に建屋滞留水を貯留させたメガフロート自体が汚染されている可能性があるので、しっかりと放射能測定を実施し、汚染度を示すべきだとの意見が出された。また、福島第一原発構内にあるタンクにどのような核種がどのぐらいの濃度で入っているのか公表した上で、トリチウム以外の核種を取り除く処理を再度実施すべきだとの要望が出された。3、その他。商工事業者の営業賠償実績を問い、平成30年10月末現在で、申請件数は800件、追加賠償がなされた件数7件との報告を受けた。また、大倉代表より、農地の活用や農業の再開支援等、復興に対する支援について、真摯に取り組んでいくとの発言があった。

以上報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 委員会の中で、メガフロートの汚染されている線量を質問したのですが、余り汚染はされていないという報告はあったのですが、きょうその報告書がここに上がっているのですが、メガフロートそのものの汚染度はあらわしていないのですね、これ。バラスト水の濃度だけなのです。バラスト水という恐らく汚染されていない水が入っているのかなと思うのですが、震災当時から構内にメガフロートを持ってきて5号機、6号機の水を入れたということなのですが、メガフロートそのものがかなり汚染されているのではないかなと思うのです。その濃度、この説明資料をいただいたときに委員長にきちっとした報告あるのかどうか教えていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 今の13番議員よりの質問であります。一応報告書はきょういただきましたが、再度確認の上、東京電力に申し渡したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。委員長の言うとおりで結構ですが、やっぱりメガフロートそのものもかなり汚染されていると思いますので、それを港湾内であってもやっぱり海に沈めて荷揚場に使うという報告ですが、そういうことを安易に了解してしまうと最終的にはトリチウム水の海の放出につながっていくのではないかなと思うのです。国の基準以下であればいいという話になってしまいますので、その辺はきちっと電力に申し入れていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、それはメガフロート本体の露出部分の線量という意味でよろしい

ですか。

○13番（渡辺三男君） はい、そっちもあると思うのです。

○議長（塚野芳美君） 委員長、とりあえずお答えください。

9番、宇佐神幸一君。

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 今13番議員の発言のとおり、議会としまして強く東京電力にお話ししたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、議会議員定数等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

11番、黒澤英男君。

〔議会議員定数等に関する特別委員会委員長（黒澤英男君）登壇〕

○議会議員定数等に関する特別委員会委員長（黒澤英男君） おはようございます。報告第40号、平成30年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会議員定数等に関する特別委員会委員長、黒澤英男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、富岡町議会議員定数等について、2、その他。

2、審査の経過は以下のとおりで、ご精読ください。

3、審査の結果。第1回、1、富岡町議会議員定数等について。前回の特別委員会で出た各委員の意見及び平成18年度と平成23年度に開催された議員定数等に関する特別委員会で議論された内容について、議会事務局より説明を受けた。各委員より、議員定数等に関する考えを自由討論の形で述べてもらった。2、その他。次回の特別委員会の開催は、委員長と副委員長が協議し、後日通知することを決定した。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会議員定数等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会議員定数等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査につきましては文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可いたします。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、各常任委員会において行政視察が実施されておりますので、結果報告について委員長より報告を求めます。

初めに、総務常任委員長より報告を求めます。

13番、渡辺三男君。

〔総務常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡辺三男君） 総務常任委員会行政視察研修報告書。1、目的。当町は東日本大震災後の全町避難後、昨年4月に約6年ぶりとなるふるさとへの帰町を果たした。現在住宅環境、医療体制、商圈の再開、インフラ復旧など急ピッチで生活基盤の整備を進めているが、帰町した町民は高齢者が多く、高齢者支援対策は喫緊の課題となっている。また、一定の生活基盤を整備した後は、帰町する町民の交流施設や健康増進施設、子育て支援施設が必要となる。そこで、取手市が取り組む多種多様な高齢者向け支援サービスと多世代交流施設である取手ウェルネスプラザを中心としたスマートウェルネスの取り組みを学び、今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。平成30年11月21日水曜日の1日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、平成30年11月21日水曜日13時30分から16時、場所、取出

ウェルネスプラザ（茨城県取手市）、内容、①多種多様な高齢者支援対策について、②取手ウェルネスプラザ施設視察について。

4、参加者。12名。総務常任委員会6名、産業復興常任委員会6名。米印で、総務常任委員会と産業復興常任委員会合同で視察を実施いたしました。

5、所見。取手市は高齢者率の高いまちである。人口に占める65歳以上の高齢者の割合は33.1%と茨城県の平均を4%ほど上回っている。一方で、要介護認定率は12.5%で茨城県平均を2%以上下回る。これは、取手市には元気なお年寄りが多いということである。なぜ元気なお年寄りが多いのか。それは、取手市が行政として、急速に高齢化が進むまちの現状をしっかりと受けとめ、何が必要か分析し、多種多様な高齢者支援対策を講じているからだ。取手市社会福祉協議会が実施している在宅福祉サービスは、高齢者、障がい者等の日常生活の負担を軽くするために、地域の方々の協力を得て援助を行う有償の福祉サービスである。1時間700円で家事援助や通院介助等を行う。年間で延べ2,500時間を超える利用実績があるこの制度は、利用会員の日常生活の負担軽減だけでなく、協力会員に働く場を提供し、地域貢献もできるという生きがいづくりにもなっていると感じた。また、認知症を発症している方にはキーホルダーやステッカーを配布する。高齢者世帯には乳酸飲料を配布しながら安否確認をする。移送サービスや訪問利用サービスの費用を助成する。このほかにも多様な高齢者福祉サービスを実施しており、元気な高齢者は元気なままで、支援が必要になった高齢者は全力で支援するという社会が形成されている。取手駅の目の前にある取手ウェルネスプラザは、広い屋内遊び場と保健センター、フィットネスジム、ホールが併設された施設である。視察時も幼児が元気に遊び、お年寄りがジムで汗を流し、学生がロビーで勉強するという光景が見られ、多世代がゆったりと過ごせるすばらしい交流施設だと感じた。確かに33.1%という数字で見せられると高い高齢化率だと感じるし、不安にもなる。しかし、取手市のようにその現実をしっかりと受けとめ、必要な支援策を講じることができれば、その数字が必ずしもマイナスにはならない。今後、今回の研修で学んださまざまな施策が当町の現状とどう適合するかを見きわめながら、高齢者支援策について政策的な提言をしていきたいと考える。

以上、総務常任委員会行政視察研修の所見とする。

○議長（塚野芳美君） 次に、産業復興常任委員長より報告を求めます。

6番、早川恒久君。

〔産業復興常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第44号、平成30年12月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、早川恒久。視察研修報告書。本委員会は所管に関する事項について、視察研修を実施したので報告いたします。

産業復興常任委員会行政視察研修報告書。1、目的。昨年4月に約6年ぶりとなるふるさとへの帰町を果たした当町は、災害公営住宅や複合商業施設、富岡第一中学校、とみおか診療所など、さまざま

まな施設を建設、整備してきた。また、国が進めるイノベーションコースト構想の中で日本原子力研究開発機構の施設である廃炉国際共同研究棟や、二次救急医療施設の必要性からふたば医療センター附属病院などの誘致も積極的に行ってきた。今後もアーカイブ施設や認定こども園などの建設、整備が続く。このように多くの施設ができる中で、町民から廃炉国際研究棟が果たす役割が見えてこないとの声をよく耳にする。

そこで、東海村にある日本原子力研究開発機構（JAEA）の施設を視察し、原子力研究開発が福島第一原発廃炉にどうかかわっているのか、当該施設で研究開発されているものが我々の日常生活にどのように役立っているのか、原子力にかかわる人材をどのように育成するかなど、多角的な観点から学び、今後の議員活動に資することを目的に行政視察研修を実施した。

2、視察研修日程。平成30年11月22日木曜日の1日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、平成30年11月22日木曜日10時から12時、場所、日本原子力研究開発機構（茨城県東海村）、内容、①廃炉に向けた取り組みと産学連携、人材育成について。②日本原子力研究開発機構の施設視察について。

4、参加者。12名。以下記載のとおりでございます。

5、所見。茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構原子力科学研究所は、敷地面積222ヘクタール、職員数950名の大きな施設である。ここで、福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究や原子力の利用技術を創出するための研究、原子力にかかわる研究者や技術者の養成などを行っている。福島第一原発の廃止措置等に向けた取り組みとしては、耐放射性光ファイバーを用いて、人の入れない厳しい環境から物を取り出すことなく、その場で燃料デブリ等の遠隔分析を行う技術を開発し、安全かつ迅速な廃炉作業に反映させている。また、高減容処理施設では高圧圧縮処理により、放射性廃棄物を約3分の1から4分の1に減容を実現した。さらには、今後、透過性の高い中性子ビームの照射によって原子炉格納容器内部を正確に把握し、内部環境を忠実に再現した模型をつくることで廃炉作業に貢献できないか、研究を続けている。この中性子ビームは、リチウムイオン電池の開発やタイヤの性能向上実験、衝撃吸収特性にすぐれた鉄鋼の原子レベルでの分析など、さまざまな技術開発に利用されている。また、当該施設で実施されている国内外の原子力人材育成研修事業や大学等との連携協力による人材育成プログラムは、今後の原子力分野での研究者や技術者を育成する上で必要不可欠なものであると感じた。実際のところ、日本原子力研究開発機構が担う役割を理解している人は少ないだろう。しかし、今回視察をしてみて、福島第一原発の迅速かつ安全な廃炉を進める上でも、今後の原子力にかかわる人材を育成する上でも重要な機関であると感じた。我々は原発立地町議会議員として、当該施設の重要性を広く地域住民に伝える責務を担っていると考える。

以上、産業復興常任委員会行政視察研修所見とする。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成30年第8回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

一部地域を除いた避難指示の解除から1年8カ月が経過いたしました。12月1日現在、町内への居住届を提出している方は586世帯、826人であり、着実に増加しております。地域医療の充実や生活環境の向上、各種イベント、交流事業など、これまで推し進めてまいりましたさまざまな施策が実を結び始め、ふるさと富岡ににぎわいが戻り始めている現状を大変うれしく思います。

地域医療の充実の面では、本年4月に開院されたふたば医療センターに公立病院としては全国発となる多目的医療用ヘリが設置され、運用が開始されております。11月24日に安倍総理が当該施設を視察された際には、「医療は、住民が帰還する上で重要なインフラである」と述べられ、国として支援していく考えを示されました。私も全く同感であり、町立診療所はもとより、郡内各医療機関と国、県との関係機関とのさらなる連携を進め、町内での生活に対する不安の払拭に努めてまいります。

また、地域のにぎわいづくりに欠かせない施設となったさくらモールとみおかは、毎月7万人以上の方々にご利用をいただいております。おかげさまで来場者総数が130万人を超えております。先月末には東京電力株式会社の旧エネルギー館が廃炉資料館として改めてオープンしたことも加え、引き続きテナント各社や周辺施設との密な連携を図りながら、地域の皆さんが集まれる大きな拠点の一つとして、さらに利用しやすい施設運営を目指してまいります。

ことし4月の町内小中学校の再開や来春の認定こども園開園なども含め、町内のにぎわいづくりをこれまで以上に推進し、町外で生活される町民の皆様や新しく富岡町に来られる皆様のご不安のない町内生活を送っていただけるようこれまでの取り組みをさらに深める努力をしておりますので、議員の皆様におかれましてもこれまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

す。

続いて、9月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。平成31年富岡町表彰式及び新年賀詞交歓会につきましては、平成31年1月18日午前10時より文化交流センター学びの森を会場に開催する予定であります。議員の皆様におかれましては、ご臨席を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、町政懇談会についてご報告いたします。10月11日から開始した町政懇談会は、111名のご参加のもと、富岡、いわき、郡山、東京の4会場で5回開催し、町内における生活環境整備の進捗状況や町の重要施策をお知らせするとともに、町民の皆様と意見交換をいたしました。出席された皆様からは、町内における生活関連サービスや、町内居住届などの状況や不動産管理への要望、帰還困難区域の再生を含む今後の町政運営などについてご意見があり、総じて個々の帰還判断や町とのかかわり方の参考となる意見交換であったものと考えております。町政懇談会を初め、住民意向調査やくらし向上委員会などで挙げられたご意見、ご要望は今後の町政執行に反映させていくことを検討するとともに、各会場の意見を取りまとめた冊子と町ホームページによって広く町民の皆様にも周知してまいります。

次に、特定復興再生拠点区域の再生についてご報告いたします。9月定例会以降国、県、町の合同会議体である富岡町特定復興再生拠点整備推進会議を11月19日、12月4日の2回開催し、除染及び解体工事の進捗や農地保全管理にかかわる取り組み状況を確認した上で、特定復興再生拠点区域内の農地が農業復興組合による適切な保全管理がなされる予定であることを踏まえ、農地除染に係る同意取得及び除染工事の発注手続に着手することが決定したところです。引き続き関係者の連携を強化し、特定復興再生拠点区域の復旧、復興に向けて取り組んでまいります。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。まず、マイナンバーカードの交付状況についてご報告いたします。12月1日現在のマイナンバーカードの交付率は約31%であり、福島県内の自治体の中で最も高い値となっております。最寄りのコンビニエンスストアで公的証明書の取得が可能となるなど、避難先における負担軽減の観点からも有効な活用ができますので、引き続き周知、普及に努めてまいります。

次に、応急仮設住宅の状況についてご報告いたします。安達太良応急仮設住宅、緑ヶ丘7丁目応急仮設住宅及び好間応急仮設住宅につきましては、全ての入居者の転居先が確定したことから、年内には福島県に閉鎖の届け出を行える見通しとなり、届け出後は福島県により順次解体が進められることとなります。なお、応急仮設住宅の供与期間は平成32年3月まで延長されておりますが、町といたしましては残る4カ所の応急仮設住宅の入居者の皆様には一日も早い恒久的な住宅での生活再建を図っていただけるよう戸別訪問などの丁寧な対応に取り組んでまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町敬老会及び戦没者追悼式についてご報告いたします。富岡町総合体育館において9月14日に開催した富岡町敬老会には、439名の参

加をいただきました。久しぶりに会うご友人と話が弾む光景も多く見られ、笑顔いっぱいのにぎやかな敬老会となりました。また、本年度の戦没者追悼式につきましては、双葉郡並びに富岡町戦没者追悼式として富岡町文化交流センター学びの森において10月16日に開催し、125名の出席のもと双葉郡内2,411柱の戦没者を追悼し、そのご冥福と恒久の平和を祈念したところであります。議員の皆様のご出席に改めて感謝を申し上げます。

次に、富岡町認定こども園の整備について申し上げます。富岡町認定こども園整備工事につきましては、平成31年3月15日の完成を目指し順調に進んでおり、本定例会において認定こども園の設置に伴う富岡町立認定こども園条例及びさらなる放射線量の低減や魅力ある施設とするための変更工事請負契約に関する議案を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、環境省による特定復興再生拠点区域内の除染及び建物解体工事についてご報告いたします。現在区域内の公共施設や道路除染及び町営住宅の解体工事に着手しており、また民有地につきましては関係者からの除染同意取得業務や建物解体申請受け付けを実施しております。民有地の除染及び建物解体工事の準備が整い次第工事に着手される予定となっており、環境省にはしっかりと線量低減が図れるよう確実な工事の実施と関係者への丁寧な対応を引き続き求めております。

次に、放射線リスクコミュニケーション活動についてご報告いたします。役場敷地内に整備を進めておりました食品検査所は先月末をもって完成し、来月からの本格運用に向け検査機器の調整を行うなど準備を進めております。今後は食品等の放射能検査業務はもちろんのこと、町民の放射線リスクコミュニケーション活動の拠点として多くの町民の皆様に活用していただけるよう運営に努めてまいります。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。先月7日、地震及び原子力災害を想定した複合災害対応訓練を職員を対象に実施いたしました。地震の発生から原子力災害として起こり得る事態進展を想定し、情報共有や関係機関との連携対応など、各課横断的な連携を含めた実践的な訓練を行ったところであります。来月には、福島県との共催による郡山市への広域避難訓練を含む原子力防災訓練を予定しており、地域住民の安全、安心の確保と防災体制の強化を図りながら、常日ごろの備えを怠らず、有事の際に効果的な対応ができるよう努めてまいります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、プレミアムつき商品券事業についてご報告いたします。本年度においては、7月14日から販売を始め、現時点で約8,700セットを販売しております。町といたしましては、この事業が町民の皆様生活を応援し、町内事業者の事業再開促進と経営の安定化の一助となるようさらなる活用を周知してまいります。なお、使用期間が来年1月末までとなっておりますので、このことについてもあわせて周知してまいります。

次に、イベント事業についてご報告いたします。11月10日、11日の両日、昨年度に引き続き富岡第一小学校を会場にえびす講市を開催し、約1万人の方が来場される中、地域振興や住民同士のコミュ

ニケーションづくりのきっかけとなりました。また、当日は県内各地のさまざまな伝統芸能が一堂に会する福島県の民俗芸能総合支援事業、ふるさとの祭り2018も同時に開催されました。本町からは、小浜風童太鼓、さくらYOSAKOI、麓山の御神楽舞が披露され、懐かしいふるさとの情景が思い起こされました。なお、来年4月の富岡町桜まつり2019につきましては、既に開催に向けた整備を始めており、観桜を通じて皆様が交流できる機会の創出に努めてまいります。

次に、農業復興事業についてご報告いたします。除染後の農地の維持管理につきましては、農業復興組合による保全管理活動を継続して支援するとともに、水路や農道などにおきましても地域の皆様の協力をいただきながら維持修繕に努めているところであり、引き続き国、県と連携し、農地の集積化や担い手の確保に努めてまいります。また、野生動物による農作物への被害対策につきましては、電気柵などの設置補助による支援や鳥獣対策実施隊による捕獲を実施しており、本年度におきましては現在まで約220頭を捕獲しております。今後とも農作物被害の軽減はもとより、町内居住者への人身被害を防止するため、国、県、猟友会などと連携を図りながら効果的、効率的な鳥獣対策を実施してまいります。

次に、農林水産業関連についてご報告いたします。町内各地のため池につきましては、放射性物質の影響を低減するため、関係省庁と連携し、放射性物質対策工事を実施しております。現在4カ所の対策工事が完了し、残る2カ所につきましては年度内には完了する予定となっております。また、新たに7ため池の対策工事の発注準備を進めており、来年度においても農業用ため池の放射性物質の影響低減に努めてまいります。

森林整備事業につきましては、間伐などの森林整備と路網整備を一体的に実施するため、福島森林再生整備事業を活用し、町内約2,700ヘクタールの森林を対象とした森林整備に関する計画の作成を行っております。富岡漁港内に整備しております共同利用施設につきましては9月末をもって完成し、今後の施設の利用について現在漁業者を初め、関係機関と調整を行っております。また、津波により流出したサケ増殖施設及びやな場施設の復旧につきましては、関係機関と協議を重ねながら復旧、基本計画の作成を進めております。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、工事の発注状況についてご報告いたします。下水道関連の災害復旧につきましては、富岡川避難区域の舗装復旧工事が完了いたしました。特定復興再生拠点区域の夜の森地区につきましては、環境省の道路除染と調整しながら4件の管渠復旧工事を発注するとともに、河川整備事業につきましても老朽化等による構造物の損傷、損壊が確認された3件の復旧及び修繕工事を発注し、いずれの工事も年度内に完了予定です。橋梁長寿命化事業につきましては、JR常磐線全線の再開通に向け、来年度早々には軌道施設の通電が開始されることから、JR跨線橋2橋の補修工事を前倒して発注いたしました。こちらも年度内の工事完了を予定しており、他の工事同様安全第一に進めてまいります。

次に、定住化促進対策事業についてご報告いたします。本年7月より開始した富岡町定住化促進対

策住宅助成事業につきましては、町広報やホームページなどを通じて広く周知を図っております。町民の皆様より多数のご相談をいただいております、引き続き丁寧に対応してまいります。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、道路新設改良工事についてご報告いたします。本事業につきましては、JR富岡駅南の跨線橋工事、同跨線橋から国道6号までの道路拡幅工事及び東側の道路新設に係る盛り土工事とともに順調に進捗しており、今回本道路整備を加速化するため、跨線橋東部の橋台から盛り土まで道路となる接続区間の地盤改良工事を補正予算として計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、JR夜ノ森駅の東西自由通路新設及び東西駅前広場の新設改良工事についてご報告いたします。本事業につきましては、7月にJR東日本と基本協定及び東西自由通路の設計などの実施協定を締結しており、あわせて新設となる西口駅前広場についても設計を進めているところであります。設計計画については適宜ご報告させていただきながら事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、工事の進捗状況についてご報告いたします。第一中学校第2期改修工事につきましては約95%、ふれあいドーム復旧工事につきましては約60%程度の進捗となっております。工期内完了に向けてさらに安全かつ迅速に工事を進めてまいります。また、第一中学校校庭の遊具設置工事につきましては11月末をもって完了しており、授業や休み時間などを通じて児童生徒の体力づくりなどに活用しております。

次に、生涯学習事業についてご報告いたします。9月30日に開催したとみおか復興ロードレース大会は、昨年に引き続き高橋尚子さんをゲストランナーにお招きし、台風が近づくあいにくの天気の中ではありましたが、823名の皆様にご参加いただき、雨も寒さも吹き飛ばすような明るさで秋の富岡路を駆け抜けておられました。11月11日に行われた市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会は、避難生活により、選手の皆さんは十分な練習ができない環境にありながらも、16区間にわたる懸命なたすきりレーにより、町の部19位、総合41位という成績をおさめられました。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。専決処分報告案件5件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件5件、町道の認定案件1件、工事請負契約の締結案件1件、工事請負契約の変更案件1件、平成30年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計8件の合計22件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時10分まで休議いたします。

休 議 (午前11時00分)

再 開 (午前11時10分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○一般質問

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、8番、安藤正純君の登壇を許します。

8番、安藤正純君。

〔8番(安藤正純君)登壇〕

○8番(安藤正純君) ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて3問、順次質問させていただきます。

大きい1番目、富岡町農業の将来像について。(1)、福島県営農再開支援事業農地保全が2020年3月で終了し、管理耕作へシフトしますが、担い手の確保、町内全農地を荒廃させないなどの観点から、町は農業の将来像をどのように描いているか。また、何を優先させて取り組むと考えているかを伺いたい。

大きい2番目、高速道路無料措置の延長について。(1)、2020年3月末をもって高速道路の無料措置が終了となりますが、不自由な避難生活を送る中で家族がばらばらになっても、この制度のおかげで子や孫に会いに行くときなど経済的に大変ありがたいものになっています。本町では、今なお避難生活が続いており、帰還困難区域の小良ヶ浜、深谷地区の避難指示が解除するまでの間、高速道路無料措置の延長を求めるべきと思うが、町の考えを伺いたい。

大きい3番目、商工業者営業損害に対する追加賠償の支払い判断基準について。(1)、東京電力社長は、談話で福島への責任を全うするのは東京電力の存在意義であると述べていますが、追加賠償の実施は平成29年3月から平成30年10月まで800件の受け付けがあり、同意に至ったのは4件のみであります。議会としても原子力等特別委員会において、再三にわたり賠償の基準を示すよう申し入れを行っているにもかかわらず、東京電力から誠意ある回答が得られておりません。町からも東京電力に対し賠償の判断基準を明確にし、わかりやすく説明するよう求めるべきだと思うが、町の考えを伺いたい。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 8番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長（宮本皓一君） 8番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、富岡町農業の将来像について。(1)、福島県営農再開支援事業農地保全が2020年3月で終了し、管理耕作へシフトしますが、担い手の確保、町内全農地を荒廃させないなどの観点から、町は農業の将来像をどのように描いているか。また、何を優先させて取り組むと考えているかを伺いたいについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、避難指示解除区域の保全管理は来年度をもって終了となります。その後の支援体制といたしましては、営農再開が困難である農家の農地を耕作するいわゆる管理耕作事業が活用でき、本事業は農作業の受託により販売を前提とした作物栽培を行う耕作者に対し農地の管理費が支給されるものです。しかしながら、本管理耕作事業の対象期間についても平成32年度で終了することとなります。議員ご質問のとおり、支援制度の終了に伴い農地の荒廃が懸念されるため、国が推進している農地中間管理機構を活用した経営規模の拡大や営農再開を目指す農業者、いわゆる担い手への農地の集積を初め、農業経営の省力化、効率化に向けた基盤整備などを推進することが必要であります。昨年度町が行った農家へのアンケート調査では、農地を貸したい、売りたい、集約に協力したいと回答している農家は、アンケートに答えた農家の約半数となっていることから、農地を未来に託すために農地の集約は必要な事業であると考えております。

このような状況を踏まえ、町が優先して取り組むものとして、農地集約を推進する一方で担い手の確保が挙げられます。町といたしましては、既存農家の営農再開の支援を継続することはもちろんであります。新規の就農を促す手段についても法人格を有する企業の参入や新たに法人を立ち上げるなど、周辺町村の動向を見ながらあらゆる手法を取り入れ、対応してまいりたいと考えております。

次に、2、高速道路無料措置の延長について。(1)、2020年3月末をもって高速道路の無料措置が終了となりますが、不自由な避難生活を送る中で家族がばらばらになっても、この制度のおかげで子や孫に会いに行くときなど経済的に大変ありがたいものになっています。本町では、今なお避難生活が続いており、帰還困難区域の小良ヶ浜、深谷地区の避難指示が解除するまでの間、高速道路無料措置の延長を求めたいと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。高速道路の無料措置につきましては、平成24年4月1日より避難者の一時帰宅などの生活再建に向けた移動を支援する目的で実施されているものであります。当町におきましては、昨年4月に一部地域を除いて避難指示が解除されましたが、夜の森や小良ヶ浜など町の約5分の1の地域では同指示が続き、離れた避難先での生活と町内への一時帰宅の継続を余儀なくされております。また、避難指示が解除され、町内居住が可能となった地域にお住まいだった方々におかれましても、宅地や建物などの再除染が必要であったり、ご自宅の建てかえや修繕に時間がかかるなど、すぐには帰還できない状況に加え、町内の建物や土地が除染解体された場合でも清掃や除草などの維持管理作業が必要となるため、定期的に避難先から町内に通わなければならない方も数多くおられ、こうした移動に際してはそのほとんどの場面で高速道路が利用されているため、通行料金の無料措置は非常に有効的なものとなっております。町といたしましてもふるさとのつながりと良好な町内環境を維持するための有効な制度の一つとして、

2020年4月以降の同制度延長を関係機関に強く要望してまいります。

次に、3、商工業者営業損害について追加賠償の支払い判断基準について。(1)、東京電力は、談話で福島への責任を全うするのは東京電力の存在意義であると述べていますが、追加賠償の実態は平成29年3月から平成30年9月まで800件の受け付けがあり、同意に至ったものはわずか4件のみです。議会としても原子力等特別委員会において、再三にわたり賠償の基準を示すよう申し入れを行っているにもかかわらず、東京電力から誠意ある回答は得られておりません。町からも東京電力に対し、賠償の判断基準を明確にし、わかりやすく説明するよう求めるべきと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。法人及び個人事業者への賠償につきましては、避難指示などにより平成27年3月以降も被害の継続が認められる方に対し、減収率100%とした年間逸失利益の2倍相当額の額が同年8月から支払われております。今回の追加賠償は、その後も事故と相当因果関係が認められる損害が継続し、この賠償額を超過した場合に自立支援策の利用状況なども踏まえ、個別に事情を聞いた上で適切に支払うとされているもので、避難指示区域だけでなく風評被害なども含め、全国からの申請受け付け件数が800件となっており、そのうち同意に至ったものは10月末時点で7件と聞き及んでおります。町といたしましてもこの事実を重く受けとめ、東京電力ホールディングスに対し原子力損害賠償紛争審査会賠償指針の遵守と誠意を持った対応を求めています。今後も近隣市町村、福島県並びに福島県原子力損害対策協議会と連携し、東京電力ホールディングスを初め関係省庁に対し原子力賠償の完全実施を強く求めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） どうも答弁ありがとうございます。現在富岡町で避難指示解除があつて、それで除染を完了している農地はどれだけ面積ありますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 避難指示解除が行われ除染が完了している農地につきましては、750ヘクタールと認識してございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 私がいただいた資料、富岡町のアンケートに使ったときの資料なのですが、農地として使えるというか、除染が完了している農地は636ヘクタール、田んぼが470、畑が116とお聞きしておりますが、そういった中で平成30年度、ことし収穫を迎えた農家の人数と面積、また来年、平成31年度の予定されている農家の数と面積、それわかれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 先ほどお答えしました750ヘクタールを実際に保全管理を行っている面積が先ほど議員お答えされた636ヘクタールということで、それは組合、それから個人と合わせた数字となっております。

それから、ことし作付をされた農家の状況につきましては、1組合4農家で約10ヘクタールとなっております。それから、来年度に向けて現時点で農家数、さらには面積がどのぐらいふえるかということにつきましては、現時点で正式にはつかんでございませんが、ただ今年度作付した農家の皆さんにつきましては同様に作付すると、同様といいますか、来年についても作付すると。さらには、若干時間を置きますが、再来年に向けましては今水面下で農家の皆さんが作付したいという意向を確認してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほど課長から答弁あったように636ヘクタールあって、本年収穫されて作付されたのが約10ヘクタール、来年も再来年もプラス2農家ぐらいが手を挙げる予定だということで、マックス15ヘクタールから20ヘクタールもいけばいいのかなというのが大体今大方の予想かなと思うのですが、これでは636あって、管理耕作に移行する時期になってかなりの農地が荒廃してくると。そういったことでこれをどうすべきかというのが私の今回の質問の趣旨なのですけれども、去年からことしにかけて町が行った農地アンケート調査、先ほど町長からも説明ありましたけれども、これを大きく分類しますと積極的な耕作、耕作します、あとはよその人のを借りてまで、買ってまで大きくしたい、こういった方が全体的に1割くらいおります。農地を転用したいが1割です。売りたい、貸したい、集約に協力したい、わからない、こういった方が約8割になっています。わからないという人たちは、町が方向性をきっちり示すことで安心して貸してくれる方向に回ってくるのではないかなと私は思うのですけれども、町と農業委員会、こういったところで担い手の農地集約、目標ということで出されておりますけれども、3年後、2021年12月には45ヘクタール、5年後、2023年には75ヘクタール、これでもまだまだこの636には届く数字ではないのです。こういったことを考えますと、やはり農地保全が終了する2020年4月からの本格的な営農再開に向けて、残された1年4カ月の間に担い手を確保し、農地を荒廃させないため、私は次の3点を主張したいと思います。

まず、1点目なのですけれども、異業種の参入、特に建設業の方々に農業へ興味を持っていただくことが重要であると考えます。建設業の方々は、機械の操作はなれております。今後無人トラクターだったり、ドローンによる農薬散布だったり、こういったものが期待できます。もう一つは地域おこし協力隊、こういったものを全国的に募集すべきではないかなと思いますけれども、こういった考えについて課長どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 町長の答弁の中にもございましたように、法人を取り込むというような考え方をお示しさせていただきました。今現時点で他町村では建設業の方が事業に取り組むというようなことで方針を示されているとも確認してございます。富岡町におきましても、担い手をふやすという考えの一つの施策として、建設業に限らず事業参入する方がありましたら、そういった意向

を確認しながら担い手となるべきものと考えております。また一方で、先ほど農家の方のアンケートもありましたが、その当時の時点での農家の方がわからないというような方もいらっしゃいますので、そういった方に対しましても営農再開意欲を高めるためにもそういった働きかけは継続しながらやっていきたいと思っています。そういった意味では法人の方はそういった形で取り組みたい。

それから、地域おこし協力隊につきましてですが、いろいろと全国的にも多くの方が農業にかかわらず、いろんな地域おこし施策として地方に住んで、3年ほどいろんな町のビジョンに沿った形で協力しているというようなことを聞いております。県内でもあんぽ柿なんかの伝統食ですか、そういったものを守るためにも都会から協力隊として参加しているというような事例も確認してございます。そういった協力隊につきましては、一つの方法ということで私は受けとめまして、人数的なものとかというその具体的なものは別として、一つの方法という認識で考え方を持っていきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 方向性についておおむね私の主張と同じです。それで、問題はスピードなのです。残されたのが1年4カ月なものですから、考え方が大体整っても、どれくらいのスピードでやらなければいけないか。今12月ですから、来年の3月までは例えば町内の方々に、建設業とは限らずいろんな方々に農家を、農業をやりませんか、そういうふうな通達を出すか。3月まで例えば出して、8月までに締め切るとか、その後は町外にわたって富岡町でやりませんかとか、どれくらいのスピードを考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 保全管理につきましては、残り期限がございまして、そういった期限を考えますと、議員ご指摘のような早急なる対応というのが求められるところだと思います。建設業とは限りませんが、いろんな業種の方にお声がけをしながら新規参入、異業種参入ということを図ることは一つの方法だと思いますので、時間的なものを今この場でいつという考えはお示しできませんが、ただ早期にそういった案内を送らせていただいで、考え方を確認したいと思っています。

それから、先ほどの地域おこしなんかにつきましても、同じタイミングで情報収集という形では続けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 残された期間が余りにも短いので、こういった作業は、ではあしたから私やりますとって簡単にできるような問題でもないで、早急に担い手の方を募集お願ひしたいと思います。

それで、私の主張の2番目に県の第三セクターである農地中間管理機構、これを積極的に活用し農地の集約、集積を図るとともに、またこの制度を広く農家の方に周知していただくことが必要かと思ひます。こういった資料、私も読ませてもらいました。そしたら、かなり土地を貸す人にも税法上優

遇があったり、あとは安心して貸せる。結局第三セクターで県が中に入ることによって、土地は貸したけれども、何か変なふうに使われたとか、地代が入ってこないとか、そういったことから逃れることができるので、この制度を結局今わからないと答えた人たち、そういった人たちにも広く知らせることによって、今度は貸したいに変わってくるかもしれないので、そういう作業を積極的にすべきだと思うのですが、どのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 農地の集約につきましては、今ご指摘の農地中間管理機構という制度がございまして、その制度を活用する前には人・農地プランという営農のプランをまずは定めなければいけません。これを幾つか定めた後に実際持っていらっしゃる農家の方が出し手となり、さらにそれを受ける農業に携わる、法人も含めてですが、受け手となって、それが成立することによって間に立つ中間的な役割を果たす中間管理機構がその農地を間に入って管理すると、受け持つということでございます。なお、ご指摘ありましたように、農家の方が不安に思う部分も実際にそれを契約等入りまして農地中間管理機構が担うわけでございます。しかも、期間は短期ではなくて10年とか、そういったスパンで考えて契約をするものでございます。そしてまた、後継者ができたから、途中で返してほしいというような場合も、それにつきましても農地は確実に返ってくるというような制度と認識しております。さらには、富岡町もそうですが、農地が点在しているような、パッチワークのような農地、そこにつきましても所有者が点在していて機械が隣に行くのに運ぶのにも時間がかかったり、そういった労力を解消するためにも、場合によっては一体として農地中間管理機構が管理するようになればある程度まとまった農地ごとに管理もすると、そういった制度でございますので、こういった制度につきましては農家の方がまだ承知でないというような部分ご指摘でございますので、こういった説明を加えて、先ほどの町のアンケートの中の半分が農地を貸したい、売りたいというような、そういう意向もございまして、その辺を踏まえてこういう制度の案内をしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今課長から説明あったように人・農地プラン、この作成をやはり早急にやらないと、出し手、受け手が決まらないうちのこの制度がフル回転してこないということなものですから、できるだけ早くやってみたいという人、担い手を募集してください。そうすることによって、この中間管理機構が生きてくると思っておりますので、その点よろしく願います。

それで、私の主張の3番目なのですが、やはり町が積極的に農業従事者への支援を行う。まず、喫緊の課題である育苗センター、これを公設民営で建設すべきと考えますが、どのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 育苗施設につきましては、震災前は富岡町の農業というものは自前で、自作で稲をつくって営農していたという状況から、この震災になって通い農業が主でやっている1組合の方がいらっしゃいます。そういった方が現実として町内にございませんので、他町村から苗を、成長するまで、植える状態まで持っていった苗を運んで植えているというような状況で、今現在今後の作付枚数につきましては1,100枚と伺ってございます。ただ、育苗施設をつくる場合、隣接する町村でも育苗施設1万枚から2万枚というような施設整備でございます。それをJAさんに管理等預けた場合、どうしてもその管理費用とか、独立的な収支が合えばよろしいのですが、富岡の場合1,100枚では施設をつくったところでも収支が合わないという状況をJAとも協議しているところでございます。ただ、育苗施設、今富岡町に帰ってきて、通い農業でもやってみたいという農家の方、または新規参入の企業という場合を想定しますと、育苗施設が担う役割というのは大きいものと考えてございます。ただ、そのやる農家の方がどのぐらいいるのかという、赤字にならないような、そういった見通しがなかなか立たない中で施設整備に入るというのは、その辺を十分確認した上でというようなことでの施設整備と考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 他町において1万枚、2万枚、当町では1,100枚というお話がありまして、やはり採算性ということをおっしゃいますけれども、町内の営農されている方に現状を聞きました。現在本年の育苗は榎葉町にお願いしたけれども、榎葉町が物すごい勢いで富岡の分をやってあげることができないということで、今回来年の分は広野にお願いしたと。広野も来年だけだよと、あとは富岡で何とかしなさいということを言われたということで、確かに町としては育苗センターをつくりました。だけれども、農家の人が手を挙げる人がなくて1,000枚、2,000枚しかさばけないということであれば、何でこんなに立派なものをつくったけれども、全然やる人がいないねということになってしまいますので、今課長言うのもわかるのですけれども、やはり官が民を引っ張らないと、赤字だからということもありますけれども、そこをではどのようにして解決するかということなのですから、ここはやはりJAとか生産組合とか、そういった農業を専門にやられている方が、私らが運営するから施設はつくってくださいよと、損得は考えないで私らがやりますというような確約があれば、2万枚になったからやりますということになれば、2万枚になるまでどうやってどこで苗をつくってくるのですかということになってしまいますので、やはり農家が敬遠してなかなか農業をやれない原因の中の一つにもなっているみたいですから、課長どうですか。私らがやるからつくってくださいといった場合には、やってもらえるでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 育苗施設の管理自体をJAさんが受ける、または帰還した農家の方が田植え前の稲の管理をするというような考え方があるかどうか事前の確認してはいるのですが、

今現時点ではなかなか農家の方、町内に住んでいらっしゃる方がほとんどですので、いい回答は得られていない状況にはございます。ただ、今後農業を何とかしたいという思いの農家の方もいらっしゃいますので、その辺のところについてはそういう考えを聞きながら、施設整備する際についての受け皿となる団体、もしくは個人等を探すような形になるかとは思いますが、その辺のことも十分考えながら、施設整備をやるとなればそういった収支の面も含めてやる人材を探すということも含めて検討すべきだと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の分、十分理解できます。ただ、これらの施設は町が独自に整備するということができますが、県との共同事業で、これはどれだけの農家がどれだけの面積をやるかというぴしとした計画が必要ですが、これを計画をきちっと整備すれば加速化交付金も対象になりますので、町としてはやりたくて何とか、今年の農家座談会にはカントリーエレベーターも、それから育苗施設も必要であればつくりましますよと、そういうことですからどうぞ農家の皆さんそれらを踏まえながら、自分たちが農業再開というものを真摯に進めてくださいというようなことで座談会に臨んだと考えています。これらは、何といても農業、富岡町の基幹産業でありました。町としても多くの農家の皆さんに再開していただきたいという気持ちは変わるものではありませんが、何といても担い手の確保、これが重要であって、ここの担い手、先ほど議員がご指摘のような、これ異業種でも何でもいいのです。この農業に対して意欲を示していただければ、町としてはこれらを整備する用意があると考えておりますので、この担い手の確保というのが一番大きな障壁になっていると考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 町長も土地改良区の理事長という立場を兼任されて、農業にはかなり明るい方だと思いますので、やはり異業種の参入とか担い手をきっちり確保してこれから富岡町の農業、そういったものを担ってもらいたいと。つくってもらえるという確約はもらえなかったのですけれども、とにかくやりたいという農家があればつくってもいいよという方向で解釈しましたので、それで課長いいですね。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 担い手を多く確保するためにいろいろと産業振興課も努力してまいりますが、施設をつくっていい施設だと言っただけのような状況にするような、裏づけのそういった担い手を確保するというので、施設建設に向けていろいろと障害的なものは現時点であるわけですが、そういったことがクリアできるように努力した上で建設という部分について、いろんな補助金交付等も活用するというような前提で検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 育苗が他町に頼らなければならない状態であると、これは早急に解消したいと思っておりますので、どうか前向きで、育苗センターの施設をつくるのが間に合わなければどういった方法でよそに育苗を頼むかとか、そういったことはきっちり、このまま今の状態であればやはり1,000枚、2,000枚ではつukれないというような考えだと思っておりますので、やはりこの1,000枚、2,000枚をゼロにしてしまうことはもっと大変なもったいないことですから、前向きに考えてください。

それでは、2番目のふるさと帰還通行カード、そちらの質問に移らせてもらいます。やはり有効な制度であるから、延長を望むという答弁がありました。全く私もそのようにお願いしたいと思うのですが、今現在無料で通行できているのですけれども、どういう制度で無料で通行できているか、簡単に説明してください。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（杉本 良君） では、今ご質問のどういう制度かということでご説明させていただきます。

こちらは、平成24年4月から原発事故避難者に対する無料措置として、当初国土交通省で無料化を図ってございます。現在平成29年に国土交通省から原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象に、高速道路無料化措置の2年間の延長とふるさと帰還通行カードの運用ということで発表されております。こちら当初は復興庁の予算で計上されていたものですが、今の無料化制度はネクスコの自主財源で賄っていることは確認してございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今課長から答弁あったネクスコの人道上のサービスというか、自主財源、独自のサービスで救急車の無料なんかと同じような扱いで無料で通させてもらっているということなのですけれども、私もいろいろ国の国土交通省にちょっと連絡させてもらって、どうして無料措置がということで調べさせてもらいましたけれども、それは課長もご存じだと思っておりますけれども、やはり道路整備特別措置法及びその施行令、そういったもので国土交通大臣が認めたということで無料で通させてもらっています。でありますから、ネクスコの人道上のサービスで通させてもらうよりは、私らがこれから延長をお願いする場合にネクスコに対して人道延長していただきともなかなか、サービス行為ですから、言いづらいのですけれども、やはり正々堂々と国だったら言えると思うのです。そういうふうな要求活動はネクスコではなくて国にすべきだと思うのですが、課長はその辺はどう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（杉本 良君） 議員ご指摘のとおり、ネクスコばかりではなく、ネクスコではなく上の国に対しての要望というのは私どもも考えてございます。なお、ネクスコに関しましても国からの指示に従い協力していただけるよう、関係機関全てに要望活動をさせていただきたいと考えております。

ので、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） それで、この無料措置のパンフレット、これを読ませてもらうと、東日本大震災発生時に原発事故の警戒区域に居住されていた方と住居地が特定避難勧奨地点に指定を受けた方、結局原発事故で避難されていた方が対象なのです。ということは、通告にも書いたとおり、当町においてはまだまだ今回特定復興拠点整備にも入らない、区域外の帰還困難区域があります。その地域の方々は、まだまだ避難の途中なのです。ということは、堂々と胸を張って国に対して当町はまだ帰還困難区域ですよと、当然延長してくれるのでしょうかと。富岡町だけで足りなければ大熊、双葉、浪江なんかも連携をとりながらぜひやってもらいたいと思うのですが、その辺お考えどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（杉本 良君） 議員ご指摘のとおり、今現在1万6,000人が交付対象のうち、約1万人の方の受け付けを行っております。こういった方、今後も避難指示が続く上で町内に帰る際、あるいは家族間の行き来の際にこういった無料化が非常に有効だと私も考えてございますので、期間延長については同様の状況であります近隣町村と連携をとりながら要望活動はさせていただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） その際、このパンフレットなんか見ると、もう解除になった地域もかなり含まれているのです。つい最近ではなくて、もう何年も前に解除になった地域もかなり無料措置を受けられております。やはりこれやってはいけないことだとは思うのですけれども、富岡町の帰還困難区域のみを無料措置ではなくて、富岡全域が富岡町は帰還困難区域を抱えているので、全域に対してという考えは、その考えはありますよね。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（杉本 良君） 富岡町は、一律延長という考えで進めたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ありがとうございます。考えが同じようなので、また3番目に移らせてもらいます。

東京電力の追加賠償、これについてなのですけれども、やはり私も原子力等特別委員会において何回も何回もやらせてもらっています。そのたびに返ってくる答えが同じで、何かもう全然相手にしてもらっていないのかなと思っています。ただ、11月に福島県知事が会長を務める福島県原子力損害対策協議会、こういった協議会が国と東京電力に対して原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、こういったものを提出しておりますよね、これももらいました。その中にやはり私が以前から主張していた判断の根拠、運用基準や個別事情に対する事例を公表、周知せよと。あとは相当因果関係の類型、

こういったものも示せようたっています。やはり当時、これ通告出したころは800分の4だったのだけれども、その後また3件ふえて800分の7になりました。800分の7になっても全体の1%にもまだ満たないのです。いろいろ聞きますと、こういう理由でとか細かい理由が述べられないで、残念ですが、該当しませんでしたぐらいの回答なものですから、これ町では、本来であればまた別な組織がやるべきなのかもしれませんけれども、担当課として、やはり県知事もこういったことを緊急要望していますので、先ほど町長の答弁の中にも福島県近隣町村と連携しながら原賠審に要求します、重く受けとめますということでもありますので、大体理解してもらってはいるのかなとは思いますが、ぜひ担当課も商工業者の方からどういうふうなお断りの理由ですかと、各論ではなくて総論でいいと思うのです、個人情報ですから。民民の賠償の話になりますので。ただ、県も興味持ってやっているものですから、町も当然やってもらいたいので、その辺ちょっと調査すべきかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（杉本 良君） 今の賠償の件ですけれども、町として住民課で富岡町商工会事務局に1度状況を確認させていただいております。商工会事務局としては、追加賠償を申請している方がいらっしゃるということはつかんでいらっしゃるようですけれども、実際何件の方がこういった理由で、その後どうなっているかというところまでは把握はされていないということでした。町としましても今後議員おっしゃるように、状況確認というのは非常に大事なこととなっていると認識しておりますので、商工会と、それから産業振興課にも協力いただきつつ、現状の把握をまずさせていただいて、状況の打開に向けて要望活動等を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 確かに県知事が会長を行っている福島県原子力損害対策協議会、これにつながっている市町村はいっぱいあるのです。どちらかというとならば風評被害のようなものがメインとなっているのかなとは思いますが、やはり富岡町の場合にはまだ避難が継続中で、風評なんて言えるレベルではなくて、本当に実害の地域だと私は思っているのです。ですから、もう少し積極的に町が前に出て、やはりだめだという類型、こういったものをいっぱい集めて、できれば原子力等特別委員会のようなところで、東京電力に対して私どもも質問しますから、どんどんやっていくべきだと思うのですが、その類型集めに協力してほしいのですが、お願いできるでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（杉本 良君） 先ほどもお話しいたしましたように、まず商工会事務局と連携をとりながら状況確認は積極的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 大体私が提案したような回答を得られましたので、これで一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、2番、渡辺正道君の登壇を許します。

2番、渡辺正道君。

〔2番（渡辺正道君）登壇〕

○2番（渡辺正道君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、本町の財政状況は震災前においては歳入、歳出ともに70億円台の規模で推移していましたが、しかし震災以降は増加の一途をたどり、昨年度においては歳入264億円、歳出236億円と急増しています。そのような中で歳出における人件費は12億円前後で推移しています。震災以降、町職員の業務内容、業務量は、発災当時の混乱期を脱したとはいうものの、平常時とはほど遠い状況が現在も続いています。人口減少、それに伴う税収減と今後の財政状況を鑑みながら、行政経費の節減、各事業の効率化の観点から今回は以下の質問をさせていただきます。

1番、事務事業の効率化について。（1）、本庁、各支所それぞれにおける時間外勤務及び休日勤務の状況、有給休暇の取得状況について伺いたい。

（2）、職員の健康診断結果、特に疾病大分類に基づく結果について伺いたい。

（3）、通勤体制、特に郡山方面から通勤している職員の通勤バスの利用状況について、及び本庁勤務職員の町内居住状況について伺いたい。

2番、財政運営における寄附金の考え方について。（1）、ふるさと納税における指定事業項目に対する町の考え方について、及び事業項目別寄附金の現状について伺いたい。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、事務事業の効率化について。（1）、本庁、各支所それぞれにおける時間外勤務及び休日勤務の状況、有給休暇の取得状況について伺いたいについてお答えをいたします。平成29年度における職員

の時間外勤務の総時間は1万7,782時間であり、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は13.38時間であり、また有給休暇の取得につきましては年平均取得日数が平成29年度において11.9日でありました。なお、休日における勤務日数、時間につきましては、時間外勤務時間に含まれているものや、休日振りかえによる対応などによることで集計はできておりませんが、桜まつりなどのイベントや選挙事務など、また事業説明会や町民への各種戸別訪問などでの休日出勤が発生しているものと承知しております。

次に、(2)、職員の健康診断結果、特に疾病大分類に基づく結果について伺いたいについてお答えをいたします。職員の健康診断につきましては、毎年1回の定期健康診断の実施に加え、希望により人間ドックや脳ドックなどでの健康診断を行っているところです。また、職員の心の健康保持のために外部専門機関への業務委託により定期的なストレスチェックの実施と、それに基づくカウンセラーの面談を全職員に対して行っているところです。定期健康診断の結果については、健診項目ごとに再度の検査が必要との判断がなされたものについて、受診者おのおのに通知しているところで、加えて特定健康保健指導の必要が認められた者については、特定健康保健指導を受けるよう促しております。なお、定期健康診断の受診結果からは高血圧や高コレステロールなど生活習慣病が疑われる傾向が多いと認識しております。ご質問の中の疾病大分類については、統計法第28条第1項及び附則第3条の規定に基づく疾病、傷害及び死因に関する分類のことと思われませんが、分類は心疾患、循環器系疾患、消化器系疾患、神経系疾患、皮膚及び皮下組織疾患など30分類以上に及ぶものであり、定期健康診断の結果のみではこのような具体的かつ詳細な疾病までは把握することができませんので、ご了解をお願いいたします。

次に、(3)、通勤体制、特に郡山方面から通勤している職員の通勤バスの利用状況について及び本庁勤務職員の町内居住状況について伺いたいについてお答えをいたします。本庁機能を町内に戻す際より実施しております郡山方面からの通退勤バスの運行につきましては、本年度より運行台数や運行バスの大きさを見直すなどして継続して実施しているところでございます。通退勤バスの利用状況につきましては、現状では日平均5名程度との状況が続いており、費用対効果の面から運行を継続するか否かの検討が必要な時期と考えております。しかしながら、職員の健康面での負担軽減や組織体制の見直しに伴う人事異動などによる郡山方面から町内への通勤者の増加なども想定されることから、対応については慎重に検討しなければならないものと考えております。また、職員の町内居住につきましては、現在45名の職員が町内に居住する状況です。

次に、2、財政運営について寄附金の考えについて。(1)、ふるさと納税について指定事業項目に対する町の考えについて及び事業項目別寄附金額の現状について伺いたいについてお答えをいたします。本町では、ふるさと納税の活用事業を桜を愛し守り育てる事業、ジュニアゴルファーの育成による地域活性化事業、世界で活躍するスポーツスペシャリスト育成事業、富岡町社会福祉基金事業、富岡町奨学資金貸与基金事業、富岡町文化振興基金事業の6つの事業と指定し、また特に指定がない場

合の用途につきましては実情に応じ決定させていただく旨を明示し、ふるさと納税をご案内しております。指定しております事業の中には、設定時点から現状が大きく変わるなどして指定事業にそぐわないと感じられるものもありますので、早急に整理し、ふるさと納税をご案内してまいりたいと考えております。

平成20年度からのふるさと納税寄附金の実績は、本年度分を含め合計で300件、5,625万5,567円となっており、その内訳は桜を愛し守り育てる事業に44件、932万5,000円、ジュニアゴルファーの育成による地域活性化事業に1件、11万7,500円、世界で活躍するスポーツスペシャリスト育成事業に7件、36万円、富岡町社会福祉基金事業に36件、1,972万4,648円、富岡町奨学資金貸与基金事業に26件、493万7,019円、富岡町文化振興基金事業に10件、522万2,500円、事業の指定のないもので176件、1,656万8,900円となっております。ふるさと納税寄附金の具体の活用については、ご寄付いただいた皆様の趣旨に沿うようしっかりと検討してまいるとともに、活用実績につきましても町広報紙や町ホームページなどで広くお知らせし、ふるさと納税制度のさらなる活用をお願いしてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 事前に私の通告書の中で、要旨の件に関しまして若干配慮が欠けていたのかなと思いますので、質問する前におわびをしておきます。

それでは、まず1番の（1）、時間外勤務及び休日勤務の状況について、ちょっと再質問という形で再度質問させていただきますが、1人当たりの時間外勤務、これ13時間と幾つ、約14時間という答弁あったのですが、この14時間というのはあくまでも1人当たりの平均であって、時間外勤務の最大値と最小値、わかれば教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 最大値、最小値につきましては、申しわけございません。把握はしてございませんが、例えば時間外勤務の多い諸課という形で申し上げますと、企画課において月平均36.43時間、これは29年度でございますが、それから産業振興課、月平均34.83時間、復旧課、月平均21.75時間というところが他課と比較して時間外勤務の多い諸課となっております。最大、最小ということであれば、最小は当然ゼロでございますが、最大につきましてはイベント、事業等々が重なる時期には多いことになったり、あと事業申請、事業精査の時期には時間外勤務がふえるといった傾向がございますので、ただし80時間等々超えないようにそれぞれの所属長で調整をさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 課長から今答弁あったので、ある程度は理解はしました。私が心配していた

のは、やはり一般的に言われている月80時間の過労死ライン、もしやそれに近いような労働環境で残業しているような職員、もしくは応援職員の方がいらっしゃるのかなと思って質問させていただきましたが、この36時間、34時間というのは各課内でアンバランスがあるわけで、今の答弁を聞くと、これもいたし方ないのかなというような感じはします。本庁と郡山支所、いわき支所等の数値まではちょっと答弁の中になかったのですが、かといってここの答弁は結構ですが、トータル的に今後各課と各支所間の残業時間のバランス、人事配置等は町長答弁の中にあっただけで、ある程度は理解できますが、今後どのような施策を講じてバランスをとっていくのか、ちょっとその辺りだけでもお聞かせ願いたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 震災原発以降ですが、どの業務分野においても業務量、それから業務が複雑化しているといったところで、時間外を含めて繁忙をきわめているといった状況でございます。事業量に見合った職員の配置というところについては、やはりここは我々人事担当する部署としても苦慮しているところでございまして、まずは各課の業務量というものを正確にしっかりと把握した上で人事配置については行うべきだろうと思っております。また、職員の人員につきましても定数の中で可能な限り職員を採用しながら、また他自治体の応援をいただく復興庁スキーム、それから総務省スキーム等々使いながら、可能な限り職員を確保してまいるといったところが基本的なお話になるかと思っております。

もう一つは、職員が感じる負担とか、同一同様の業務を行ったとしても、一人一人職員が感じる負担というものについてはかなり違いがございまして、人によって感じ方も違います。それから、事業の進め方、スピード、それから処理能力といったところも年代、経験によって若干違ってまいります。そういうものを埋めるためにも、初任者であれば福島県の研修センターをしっかりと活用したり、昇任、昇格時にも同じような研修をしっかりと行ったり、もう一つは今年度からではございますが、震災後とどまっておりました内部研修についても再開いたしまして、一人一人の能力というか、スキルの向上に努め、一人一人のスキルが上がることによって全体の負担軽減になるという考えをして、さまざま研修、それから講習等々に参加させるように配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。まさにうなずくばかりの答弁で、この件に関しては了解といたしますか、納得いたしました。

続きまして、有給休暇の取得率、取得状況についてですが、なかなか私というか、これは11月号の町報にも載っていたことなのですが、やっぱり職員平均11.9日、これ取得率で計算すると35%。厚生労働省の就労条件総合調査では、日本の平均数というのは48%近くなっています。ただ、この48%の人しか有休を消化、職員というか、労働者の48%ぐらいの人、ごめんなさい。なかなか有給休暇を取

得というか、利用できない労働環境下にあるわけですが、やはり当町、富岡町においても35%の有給の取得状況しか達成されていない。職員の方には仕事はするときはする、休むときは休む、有休きちっと認められた休暇ですから、休んでほしいところなのですが、この35%という取得状況に関してはどういう認識でしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、ちょっと語弊があるかもしれませんが、お断りを申し上げますが、取得率低い、高いというところについてはなかなか言及しにくいところもありますので、それをお含みいただきながら回答を聞いていただきたいと思います。先ほど時間外のときもお話ししましたが、有給休暇の取得率の取得日数の低い諸課というのが総務課、企画課、総務課において年平均4.3日、企画課において年平均7.3日という昨年度の状況でございました。総務課、企画課とも庁内調整、それから庁外調整が重なり、なかなか休暇がとれない状況というところの背景があると思っております。有給休暇の保有というか、多い方は40日が上限でございますので、40日は持っているものの、それを全て消化するという、取得するというはやはりこれまでも、震災前においてもなかなかできてはおりませんでした。なるべく年末年始、それから夏休みの休暇に合わせて長期間の休暇をとっていただく、それからリフレッシュをしていただくというはお願いをして通知はしているところでございますが、平常時においてはなかなかまとまったお休みはとりにくい、仕事の関係でとりにくいという状況もございますので、繰り返しになりますが、夏季、それから年末年始に可能な限り長期間休暇がとれるような土壌、それから雰囲気をつくってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 今の答弁でやはり各課にある程度業務内容、業務量、休暇の取得状況についてもアンバランスというかがあるのは理解できました。

続いて、2番、疾病大分類の件なのですが、ここがまさに今回私が配慮が欠けていた点なのですが、私がここでお聞きしたかったのは、町長答弁の中でもちょっと触れられていたのですが、いわゆる精神疾患といますか、いわゆる鬱であるとか、そういう精神疾患に実際罹患といますか、なっている人とか、もしくは通院している人、支障なければ何名いらっしゃるのか教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

まず、職員のストレスケアにつきましては外部専門機関、あさかストレスケアセンターというところになりますが、こちらに業務委託をして、まずはストレスチェックから、毎年ストレスチェックをして、この結果、高ストレスを感じつつ仕事をしている、生活をしているという職員が全職員の約20%と報告を受けております。全職員にチェックをした後カウンセラーの面談を受けていただくのですが、

この面談からは高ストレスを受けている20%のうち約10名程度に継続的なカウンセリングが必要だと、このことについても報告を受けております。この方々については、定期的にカウンセラーから電話、それから面談等々を実施するなどということが行われています。このようなことを行ってもなお、残念なことではあります、現在1名が休職、それから3名が病気休暇を取得しているといった状況でございます。4名につきましては、全てが心因性の体調不良ということでございます。この4名の方々については総務課、それから所属課において共同でというか、同時に状況の確認を定期的に行いながら、加えてご本人、それから主治医の了解があればあさかストレスケアセンターの支援復帰プログラムを受けていただくというような対応をしているところでございます。

いずれにいたしましても病休、それから休職に至るまでの経過につきましては個々さまざまございまして、原因を特定するものはなかなかできないということでございますが、特定するものではありませんので、一人一人の状態に合わせて慎重に対応してまいるといったことを基本として対応しているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。私は、あさかストレスケアセンターですか、その件に関しては不勉強で知りませんでした。ただ、毎月そういう職員のメンタルヘルスケアと申しますか、そういう体制が整えられているのであれば、この2番の質問に関しては終わらせていただきます。ただ、やはり負の連鎖と申しますか、職員の数が余りに多いとか業務の停滞、行政サービスの低下につながりかねませんので、継続的な職員の精神ケアと申しますか、心のケアを続けてほしいと思います。

続きまして、3番の件について再度質問させていただきますが、まずこの1日5名という数字なのですが、利用率でいうとという話になるのですが、本来対象としている分母の話ですが、1日5名の利用者がバスを利用しているということですが、そもそも対象となる人数は何人ですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 現在運行しています通退勤バスにつきましては、郡山地区を対象にということで行っておりますので、そういうことからいけば現在郡山地区に居住される方が39名、それから郡山市を除く県中地域には7名の方がおりますので、そういう意味では合わせると46名の方が対象と捉えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ちなみに、このバスの運営経費の原資はどこからですか。あと、総額聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 職員の通退勤バスの運行費用につきましては、町長答弁にもありました

ように今年度において運行台数、それからバスの小型化というところを見直しまして、昨年度約3,000万円程度かかったものを今年度においては高速道路の利用料金を含めて1,150万円と予算を計上しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 資金の種別。

○総務課長（林 紀夫君） 失礼しました。この財源につきましては町単独費でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） わかりましたというか、ちょっとこれはひっかかるところがあるのですが、46名の対象者の中で5名が日々利用していると。それで、私は勝手な理解でこの運営原資は国からの交付金であるとか補助金を利用しているのかと思ったら、町持ち出しになっているのであれば、先ほどのある程度町長答弁の中にもありましたが、前向きに縮小といいますか、対応を考えるべきと思うのですが、それとあわせてちょっとお尋ねしたいのが、この46名の方に対してバスの利用していても、どういう事情で5名しか利用しないのか。恐らくさっき1番目の残業時間のところでもちょっとお聞きしたのですが、総務課や企画課で全て残業時間が延長してしまってバスを利用しないのでなくて、なぜこの46名中5名程度の利用にとどまっているのか、その辺の内情というのはおわかりですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 個々さまさま理由はあると思いますが、代表的なものとしてはやはり通勤時間というよりは退勤の時間が一定にならない、仕事の状況から繁忙期もありますので、一定にならないというところで利用しにくいということが1点と、それからどうしてもバスの運行に際しては、例えば各利用者の自宅近辺を回ってくるということもなかなか難しいものですから、郡山支所、それから三春の定められた場所にお集まりいただいてそこから乗ると。そういうことになると、集まってくる時間も通常よりも早くうちを出なければならない、そういうこともあってなかなか使い勝手が悪い運行になっているということから、利用率が低いのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 確かに創設といいますか、この事業を始める前から予定されていたのかもしませんが、使い勝手が悪いのであれば、来年度に関しても1,150万円の予算を計上しているみたいですが、これはやはり見直して、逆に通勤手当、自動車距離に応じて2万4,000円から4万6,500円という月額で決まっているみたいですが、種々の職員の意向を確認して、逆に条例改正とか必要かもしれませんが、諸事情をいろいろ考慮して通勤手当の増額という形で遠距離といいますか、郡山方面から通勤されている方には助成なり手当の増額をしてみてもどうかとは思っているのですが、この件に関してはどうですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 通勤手当を増額するというご提案でございますが、まずはお答えする前に、町長答弁にもありましたとおり、このことを費用対効果の面からと言ってしまっているのかどうかは、性格上正しいかどうかということにはちょっと私も疑問はありますけれども、費用対効果の面から運行を継続するか否かを検討する時期にあるとは町としても認識しているところでございます。ただし、この通退勤バスの運行につきましては、職員の健康保持、それから冬期間の安全かつ確実な通退勤の確保という観点から、また当然のことながら組織体制でこれからもふえていくということもありますので、このことについては継続するか否かということについては慎重に対応していかなければならないなとは思っているところでございます。また、職員労働組合からも通退勤バスの利用は低いものの、万が一の時のためにも運行については継続をしていただきたいという申し入れもありますので、繰り返しになりますが、慎重にさまざまご意見を伺いながら検討していくといったところが必要だと思います。

それから、通勤費を増額するというご提案でございますが、利用率が低いところは、やはり通勤手当が低くてガソリン代、その他で賄えないのでということではないと思っております。通勤手当を上げてもお運転の不得手な方、それから冬期間運転が難しい方というのもおりますので、このことについてはご提案はご提案として承りますが、継続するか否かについての検討の中で全体として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 通勤手当、バスの件に関してはこの辺にとどめておきますが、ただ最後に町職員の町内の居住状況が130名中45名、結構相当数がこの町内で居住して日々庁舎に勤務、庁舎に勤務というもおかしいですが、勤務している状況なのですが、居住手当に関して同じように確認なのですが、家賃の月額2分の1、上限2万7,000円、この金額というのは今の町内のアパートであるとか、そういう住宅事情を勘案したときに妥当なのかどうか。さらに、例えば私がもしアパートに住む、到底これでは足りないわけで、電気代、水道代、ガス代等々も加算されるわけで、これでは職員がやはりでは富岡に戻って僕は頑張ろうという状況にはなかなか判断し切れない状況がありますが、同じようにこの居住手当という見直しというかに対しての考えについてお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 居住手当、住居手当につきましては、人事委員会の勧告に基づいて定められるものでございますので、我々が町条例の中で規定しているもので、町で勝手にその上限を引き上げるとことはなかなか難しい状況にあります。居住手当という観点と、それから町内に町で職員宿舎ということで借り上げをしまして、そこをご利用いただいているという方も多数おられまして、その方々からは一律1万5,000円という入居費をお預かりしているといったところでございます。先ほどの現行上限が妥当か妥当でないかというところにつきましては、町内の賃貸住宅、アパートその

他をお借りする際の賃料が相当高騰しているということも承知しておりまして、妥当か妥当でない話はしませんが、高騰はしている、非常にそれぞれが苦慮しているといったところは承知しているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。一問一答でお願いします。

○2番（渡辺正道君） それでは、今の答弁である程度理解できました。

最後のふるさと納税についてちょっと再質問させていただきますが、6つの事業項目が上がっているわけですが、これも確かにすごく、私がなぜ今回この質問するに至った経緯といいますか、それはやはりジュニアゴルファー育成の地域活性化事業というこの項目が、震災以降7年以上たった現在もホームページに記載されていることにすごく違和感を覚えたわけで、ただ今回先ほどの町長答弁の中でも見直すというか、図るというような趣旨の答弁がありましたので、ある程度は私の中で納得はいたしました。ただ、事業項目別寄附金の詳細等々金額に対しても答弁の中であったのですが、実際これは寄附された金額であって、これを利用して事業は行っているわけですか。その点に関して説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答えします。

まずは、ジュニアゴルファー育成ということをふるさと納税の指定事業としていまだにいるということについて違和感があるということについては早急な検討が必要ですし、今その状態になっていることについては大変申しわけなく思っております。ご質問でございますが、ふるさと納税それぞれの指定事業については、基金事業についてはそれぞれ基金に積み立て、それからその基金事業の基金で行う事業で使われているとなっております。それから、桜を愛し守り育てていく事業についても、産業振興課で管理します桜事業基金というものがございまして、そちら積み立て、実際はなかなかすぐ動いてはおりませんが、今後桜並木の保全であったり、それから更新をしていくのだということにこういうものも用立てていくと予定はしております。指定のないものにつきまして、事業指定のないふるさと納税につきましては各年度において一般会計に組み入れ、一般会計財源ということで使わせていただいているといったところが実情でございます。

もう一つ、ふるさと納税ではございませんが、災害義援金であったり、一般寄附金というものもございまして。そういうものにつきましては、基本町勢振興基金というところに積み立て、何かその基金で事業を行う場合の積み立てとしていただいております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 結局といいますか、桜を愛し守り育てる事業等々の基金事業と明記されているのは、これは恐らく使用目的というか、その使用にそぐわないといいますか、使わなかったら基金

に回すというのは理解できました。その他の桜に関しても同じような基金が創設といたしますか、そちらに回しているというのであれば、それはそれで仕方がないのかなという感じはします。ただ、そもそもふるさと納税の3大意義というのが総務省のホームページに記載されているのです。それで、簡潔にちょっと朗読させていただきます。1、納税者が寄附先を選択する制度、その使われ方を考えるきっかけとなる制度。2、生まれ故郷はもちろんお世話になった地域、応援したい地域へも力になれる制度。3番、自治体が国民に取り組みをアピールすることで地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつなげる、こう明記されています。やはり納税者の意図を考えると、いわゆる総額で300件で560万円、ごめんなさい。数値をちょっと聞き漏らしてしまったのですが、かなりの金額寄附、厚意として寄せられているわけですが、これで私の答弁といたしますか、質問は終わりますが、この志、寄附者の志を決して無にしないような事業項目ですとか今後の富岡町の進むべき道を、ある程度これはいわゆる日本国中の人たちが今の富岡はどうなっているのだろうか、今後復興、復旧から創生期に入ろうとしているこの富岡で、今後富岡はどういうふうに進んでいくのだと、ある程度の羅針盤というか、ちっちゃな富岡町のやる気度を示す一つの発信ツールだと思うのです。ですから、この辺は日々多忙な業務の中でもやはり細部にわたって皆さんには常に気を配っていただいて、ぜひとも今後の行政といたしますか、職務を遂行するに当たって、遂行していただきたいとお願いを申し上げて、簡単ですが、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

続いて、5番、堀本典明君の登壇を許します。

5番、堀本典明君。

〔5番（堀本典明君）登壇〕

○5番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、定住促進について。（1）、本年度当町最重要課題である、私、子育て世帯と書きましたが、子育て世帯ばかりではないかもしれません。町民になっていただく方の定着を促すための定住化促進対策住宅助成事業、子育て世帯支援奨励金をスタートさせておりますが、来年度に向けさらなる定住を促す施策が必要だと考えますが、町の考えをお聞かせください。

2、福島イノベーション・コースト構想について。（1）、浜通りの産業、雇用を回復するため、経済財政運営と改革の基本方針について、これは骨太の方針2014の中に位置づけられてから4年がたちます。本町では、廃炉国際共同研究センターを誘致している福島イノベーション・コースト構想について、なかなか浜通りの連携というところがまだまだ実感できない状況ではありますが、今後の展望と町の考え、取り組みについてのお聞かせください。

以上2問、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。

1、定住促進について。(1)、本年度子育て世帯の定着を促すため定住化促進対策住宅助成事業、子育て世帯支援奨励金をスタートさせているが、来年度に向けさらなる定住を促す施策が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。今年度においては、町はふるさと富岡のさらなる生活環境の向上、充実に向けた取り組み強化、ふるさと富岡の発展を支える産業と地域交流基盤の再生、町民一人一人の生活再建と心の復興に向けたつながり強化の3つの重点事業に取り組むこととし、それらの相乗効果によって町の復興につなげてまいりたいと考えています。ご質問の移住、定住施策については、中長期的な住環境整備の新たな事業として、帰還や移住にかかわらず、町内で新生活を営む方々や未来を担う子供たちを主眼とした町独自の住宅支援策を構築するとともに、既存の住宅清掃や害虫駆除などの事業も継続的に取り組んでいます。また、住環境の整備以外にも新たな雇用創出を図る産業団地整備事業の着手や認定こども園の開園に向けた諸準備、ふるさとを感じる催し事などを実施しており、ふるさとへの帰還と新たに加わる仲間の2つを含む移住、定住施策を総合的に展開しています。

しかし、移住、定住施策は全国の地方自治体が創意工夫を凝らし、それぞれの自治体において人口増を目指しており、復興の緒についたばかりの我が町にとっては、全国自治体と肩を並べることが厳しい状況であることを残念ながら認めざるを得ません。私は、暮らす地域の選択肢の一つに富岡町が名乗り上げるためには、町政懇談会などでいただく全てのご意見などが町への評価であり、復興のアイデアでもあると受けとめ、町の状態に応じた取り組みの継続と課題解決に向けた新たな施策を構築することを目指し、町政執行への理解と将来の町づくりに向けた豊かな発想を創出するためにもさまざまな復興事業を単体でお示しすることなく、関連事業を一まとめにする施策のパッケージ化によって見える化を図り、広くお示しすることが重要であると考えています。町の状態に応じた復興事業の強化と継続的な展開、新たな施策の構築、移住、定住施策に係る事業の見える化の3点を念頭に置き、町にかかわる全ての方々の協力のもと、復興に取り組んでまいります。

次に、2、福島イノベーション・コースト構想について。(1)、浜通りの産業、雇用を回復するため、経済財政運営と改革の基本方針について（骨太の方針2014）への位置づけがされて4年、本町では廃炉国際共同研究センターを誘致する福島イノベーション・コースト構想について、浜通りの連携がまだまだ実感できない状況であるが、今後の展望と町の考え、取り組みについて伺いたいについてお答えをいたします。浜通り地域を中心として産業復興や産業基盤の再構築を目指す福島イノベーション・コースト構想は、昨年5月改正、福島復興再生特別措置法に位置づけられたほか、ことし4月には同法に基づく重点推進計画が内閣総理大臣の認定を受けるなど国家プロジェクトとして推進されています。これまで廃炉、ロボット、情報発信などの拠点整備やエネルギー、農林水産、環境、リ

サイクルなどの各種プロジェクトに係る研究開発などが進んでおり、今後各拠点の利活用の促進や各プロジェクトの具体化に加え、作業人材の育成、生活環境の整備などに国主導のもと県や関係市町村などが連携して取り組み、産業集積の実現を目指すとされております。当町においては、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟が昨年4月に開所し、これまで廃炉技術の確立に不可欠な基礎研究や国内外の研究者との連携、交流、町内での国際会議の開催などに取り組んでおり、今後さらなる組織体制の充実や活動の拡大に期待しているところであります。町といたしましても生活環境の整備などにより研究者などの受け入れ環境を整えていくとともに、連携した取り組みを模索してまいります。

また、議員ご指摘のとおり、現状福島イノベーション・コースト構想の取り組みや効果が地域で実感できないとの問題意識は私も感じております。一方で、本構想が実現し、浜通りの産業復興や産業集積を果たすまでにはまだ時間がかかり、中長期的な対応が必要であります。先般開催されたイノベーション・コースト構想推進分科会において、経済産業副大臣より復興・創生期間後も見据えた産業発展の青写真を国、県、市町村や関係機関が一体となって描く方針が示されました。私も分科会に臨み、限られた時間ではありましたが、長期にわたる廃炉を実現するためには人材育成が不可欠であり、研究、技術開発機関が立地し、現場があるこの地域で廃炉技術者の育成に取り組むべきと提案してまいりました。廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟が廃炉研究技術開発の拠点として機能し、廃炉関連作業の集積や廃炉技術者などの教育、育成の実現を目指し、国や関係機関に対応を求めていくほか、町といたしましても連携して取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。今年度から定住促進の事業を打ち出ささせていただいて、3月の定例会のときも非常にいい施策だということで私感じておりました。ある程度今回そういった定住化促進対策住宅助成事業であるとか子育て世帯支援奨励金事業については実績も上がってきているというのはお伺いしましたので、これはこれで一つの定住化促進のために非常に役に立つ政策だろうと考えます。やはり町長の答弁の中にもありました。全国的に過疎であるとかなかなか人が集まらない、子育て世代が集まってこないというのは私も考えておるといふか、感じておるところでありまして、その中でいろいろ考えました。やはり今少しどちらかという高齢者の方が多く戻っていただいている状況の中で、これから産業団地などでどういった企業が来てくれるかというところもありますが、まずはその作業とかそこに就労される方は、町内に住まわれる方ばかりではないと思うのです。その中で町内に少しずつでも魅力を出して行って、そういう子育て世代の方が定住していただくようなものは何かないかなというようなものをいろいろ考えてきておりました、ちょっとこれはホームページとか、いろいろネットとかで調べた内容になるので、合致するといいなというところなのですが、やはり子供が安全に遊べるような施設が必要だというようなものも非常にありました。確か

に町内では今1カ所ですか、遊具を整備しますよというようなお話を聞きましたが、こういったところ、今後予定されている交流公園などに例えば大きなフィールドアスレチックなんていうのも設けながら、子供が安心して遊べるようなものをつくってみてはいかがかなと思うのですが、そういった考えとか何か、そこにばかりこだわらずに、今既存の公園とかも子供たちが楽しく遊べるような公園なんか遊具などを設置するのはいいかななんて思うのですが、そういったお考えあるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 公園の遊具についてお答えいたします。

現在段階では岡内東公園に遊具を設置するという事でただいま工事を発注しているところでありますが、以後岡内の中央児童公園ですか、そちらとかは状況を見ながら、今後設置するかは検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど交流公園等でフィールドアスレチックなどというご提案いただきました。まことにありがとうございます。町長の答弁にもありますとおり、現状で申し上げれば子供の人数、年少人口15歳未満というのが7%程度と考えてございます。その中でそういうアスレチック的なものも一つの起爆剤という形になろうかと思いますが、やはり状況、状態を見ながら、少しずつでも一歩前進するような中で検討させていただきたいと思います。ご提案ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。交流公園がこれからいろいろと計画されると思うのです。その中でこれは富岡の子供ばかりではなくて、広野の大きな公園があって、そこには結構子供が遊んでいた姿を見るので、例えば近隣のお子さんたちが遊べるような、少し大規模になっても町内以外からも人が集まって集えるような場所をつくってみてはいかがかなという思いがあるので、いろんな実例があると思うのです。そういうのを参考にしながら、そういったところを検討していただきたいな、今ちょっとご提案ということで受けていただいたのかなと思いますので、ぜひそういったところも考えながら、人が集える、子供たちが楽しく集えるようなものにしていただきたいと思いますが、もう一度どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） この件に関しましては、震災前よりも同じようなことがございました。例えば広野町での公園で遊び、そのために富岡町に限らず郡内の方々がそこに足を運んでいたかと思えます。また一方で、町内にありましたグラウンドゴルフ場においても郡内の皆さんがご利用されていたということもあります。やはり同じような施設という観点ではなく、広域的な視点での検討も必要かと思えますので、その点も含めながら検討に入らせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ちょっと前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。本当にいろんな角度からいろんなものを検討していただいて、定住につながるような考えを持っていただきたいなと思います。

その中で、ちょっとこれは行政ではなかなか対応が難しいのかなというところなのですが、先ほどちょっと2番と重なってしまうというか、イノベーション・コースト構想の中でも生活環境整備というようにお話もございまして、町内はある程度の生活に必要なものはそろっておるというのは考えておりますが、まだまだ例えば衣料品であるとか家具、家電の生活必需品を販売する店舗がちょっと少ないかなと、もう少し専門性を持った店舗があってもいいかなというような、例えば理髪店であるとか、そういったものもなかったりしますので、そういったところを考えると例えば町、そういった企業というか、そういった商店なのかが進出しやすいように、今解体とかで少し町有地にあきが出ているというか、町有地があいているところとか、例えば公設で店舗をつくってそういったものを誘致するとか、そういったお考えあるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問の意図は、進出しやすいといたしますか、事業再開しやすい、または町民にとって利便性を高めるという視点でございまして。まさに町有地を活用してという視点もございまして、また店舗なり、貸し店舗という形になるかと思いますが、その準備があるかということでございまして、現在ちょっとご質問とはまた別に企画課では駅前にぎわいづくりというアクションプランをつくった中でチャレンジショップというキーワードも1つ出てきております。また、そのチャレンジショップも実現できるかどうかということもまだ未知数ではありますが、その点も念頭に置きながら検討しておりますので、ゼロではないなと考えておるものの、ただ準備はしたものの、実際に入っただけかという視点も必要かと思っております。よく費用対効果なんていう言葉も出ますが、そこら辺は慎重に検討してまいりたいと考えてございまして。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件、十分私も理解しております。今、夜の森地区の特定復興再生拠点、これを復興していくのに目玉になるものも必要だと考えていますし、それから今ほど公設民営というような話もありましたが、公設でつくることは、これは考えられないわけではないのですが、なかなかそこに入ったテナントが運営を継続的にできるかどうかということを考えれば難しい一面があるのかなと考えます。まだまだ生活環境の向上というものは、これでたくさんということではないと思いますので、今後とも議員の皆さんにも知恵を拝借しながら進めてまいりたいと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。そのとおり、まさにちょっとジレンマな部分あるのだろうという、私の提案というか、私もそういった意見を出しておりますが、なかなか難しい部分も

あるだろうというような考えは持っております。でも、今企画課長から例えば駅前のにぎわいであるとか、町長からも拠点で何か目玉が必要だということで、全然考えていないわけではないということで、今後も我々もちょっといろんなことを提案しながらやっていければと思います。ありがとうございます。

やはりなかなか難しい定住促進です。やっぱり全国的に難しいというのはわかっております。これからもうちょっと先の話になるかもしれませんが。産業団地にどういった企業が来ていただけるかというところで、どういった方が作業、そこに従事されるかによって、そういった方をまた新しい町民として住んでいただくために、例えば今定住化促進対策の住宅助成事業というのは住宅購入であるとか、そういったものになるかと思うのですが、それ以外にもとりあえず富岡に働くので、近くに住みたい、例えばアパートを借りたいという人に賃貸住宅でも住宅の助成金などを検討してはいかがかなと思うのですが、これは来年からでなくてもいいと思うのです。もうちょっと時間を置いてもいいと思うのですが、そういった検討の余地があるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまのご提案につきましては、住宅整備環境の一つの手段として、簡単に言うと家賃補助という形になるのかと思っております。まず、提案内容について役場内で再度調整というのは当然必要でございますが、現状では思い当たる点ということになりますと支援制度の設計の仕方、それから将来の展望、こちらは議員おっしゃるとおりであります。この2点について、そのほかにも整えなければいけない部分はあるかと思いますが、ちょっと精査が必要かなという考えでございます。

まず、支援制度については、個人的な感覚として家賃補助というのがいいのか、それとも結果的に家賃補助につながるような見せ方がいいのかということがまず1つ、それから物件によっては築年数、一般住宅、町営住宅等々もありますので、それらをどういうふうにしていくかということ、それから個人の所得に応じた仕組みなどさまざまな家賃補助につながるようなことには絡んでくるかと考えておりますので、しっかりとちょっと検討させていただいていきたいなと思っております。また、将来の展望でいいますと、支援があるから町内に住むということになれば、当然速効性はあるかと思えます。ただ、それが一つの通過点ではなくて、やっぱり将来にという形の展望の点も考えなければいけませんので、悲観的な考え方ではなく前向きな考え方として捉えて、町内でも議論を深めてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 移住、定住を町としてアピールしていくためにはというところで、実は移住、定住をされる方の初期段階として、やっぱり比較的低廉な賃料で入居いただくことができる町営住宅というのの存在は大変重要だろうと思っております。そのようなことを踏まえて、ほとんどが既存の町営住宅、除却という形で今なっておりますが、被災程度も低くて築年数も浅いといった王塚第

2、第3団地16戸については現在修繕の実施設計を進め、来年において修繕、機能回復工事を進めようと。遅くとも再来年度当初までには入居できる状態にしたいということで今進めております。加えてなのですが、民間の賃貸住宅を活用して町営住宅として運用できないかということについてもひとつ今検討を進めておりまして、まだしっかり固まった段階ではございませんので、詳しくはお話しできないのですが、年度内には事業スキームをお示しできるような状態にしたいということで、企画課、それから関連するところとしっかりと検討しているところでございますので、ご承知おきいただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の言おうとしているもの、ここまでわかるのですが、本当に富岡町にあの3.11のときに住所のない人は災害公営住宅にも入れないのです。それで、今議員の皆さんに今回の意向調査の速報値お知らせしましたが、もう既に48%の人は戻らないという話でありますから、これからこの人たちを説得して戻すというよりは、当然産業団地あるいは隣接町村にお勤めの人たちも富岡から住んで、そして通うということは十分可能な地域だと思いますから、これらのところに町営住宅、今ほど総務課長からもありましたが、町営住宅、それからこの町営住宅を、今までの条例ですとこれだけの収入のある人はここまで払っていただきますよというものをある程度見直すことは可能だと思いますから、低廉な価格で、そして富岡町に新たな町民として加わる人たちを歓迎していきたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。さすが私以上に長時間考えられているなという感じで非常に前向きなご答弁いただきました。また折を持って私もいろんな意見考えながら、またこういったご質問させていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、2番のイノベーション・コースト構想に移ります。私今回一般質問させて、通告をさせていた後に復興庁のホームページで12月3日あたりにいろんな資料が出てきていて、非常に今の進捗状況などがわかりやすい資料出ておりました。こういった資料がなかなか探さないと出てこない、見当たらないというところがちょっとあるので、これどうなのでしょう。町でも少し抜粋なのかして広報に入れるとか、ホームページでアピールしていくというのが必要かと思うのですが、そのあたりお考えありますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員おっしゃるとおり、なかなか見えないというところは私もそのように感じておりますし、私だけではなくて福島イノベと言われている浜通り地域の自治体の全ての方々が同じようになかなか見えないなということでございます。また、加えて今ほどおっしゃられた12月3日に出た分科会の件でございますが、その会場の中でも有識者等々においては、その言葉をかりま

すと、復興シーズはまかれて芽が出てきたという言葉が出ております。まだ芽の段階なのだなということであれば、なかなか把握することが難しい部分があるかと思えます。まさに福島イノベというのも統計的に見ても、県の調査でも56%ぐらいは何となくわかると。ただ、特にわからないというのが16%という数値が出ておりますので、いかに浸透していくかという点は必要かと思えます。ですので、今ほどありましたホームページ等々についてはリンクを張るなり、いろんな工夫はできるかと思えますし、また加えて将来どういう形で私たちがかわっていくかということの視点も忘れずに、ちょっと検討しながら広報は努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ちょっと主体的にやっているものではない、主体的というか、特に主体的ではないと思えますので、なかなか広報どうやっていくかというのは難しいと思うのですけれども、もう少し何か情報発信あってもいいかなというところなので、ちょっと工夫していただきたいと思えます。

今回特に浜通りの連携がまだまだ感じないというところを質問させていただいた大きなところは、いろいろなイベントあると思うのです。例えばいろんな、6つですか、全体、廃炉とかロボットとかエネルギーとかって分かれていてあると思うのですけれども、その中でセミナーとか体験フェアなんかちょこちょこやられているようなのです。その中で参加人員を見ると、浜通りでの開催に比べるとやはり中通りで開催の、もちろん建物の規模とかは大きかったりするので、そういうところもあるかと思うのですけれども、7,000人とか8,000人というような規模でイノベーション・コースト構想の何かイベントをやられていて、浜通りとかでやると200人とか急に少なくなったりしているのです。やっぱりこれ交流人口をふやしていくためにも、分科会なんて例えば富岡ばかりではなくていろんなところで分かれてやって、最終的にどこかでやらなければいけない、式典とか、そういったのはやらなければいけないかもしれませんが、ぜひ浜通りに大きなイベントを持ってきてやれないかなというのがすごく思っています、そのあたりまずお考え聞かせていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員おっしゃるとおり、まさに交流人口という観点からいえば、福島イノベをきっかけとして当町を初め郡内に足を運んでいただくというのは重要かと思っております。主体が町ではないということでございますので、国、県にはその旨話をさせていただき、立地的なものもあって数千人というのはなかなか厳しいものがあるかと思えますが、今まさに見せる力というものが必要かと感じておりますので、そちらには積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 実際ここ今JRもまだ通っていませんので、なかなか人を集めるというか、集まってしまおうようなイベントはなかなか厳しいのかもしれませんが。イベントとかセミナーとかです。そういったところを見据えながら、ぜひ浜通り地区でも大きなものができる、浜通りばか

りではなくていいのですけれども、浜通りでもそういったものをしていただけるような要請していただけるように、これはちょっとお願いしておきます。

あと、先ほど午前中、8番議員さんの一般質問の中でもあった農業関係の部分で、今イノベーション・コースト構想の中でも南相馬市でやられているのかと思うのですが、ロボットというか、ロボットトラクターというのですか、そういったものを活用した何か大規模な農業の田植えとか稲刈りとか、そういうのだと思うのですけれども、やられているということ資料で見ただけですけれども、やはり今、午前中の一般質問の中にもありましたが、なかなか担い手不足で、担い手厳しいですよというところの中でロボットとかITを使ったものというのは非常に有効だと思うのですが、こういったのは実証実験例えば富岡でもやりたいよなんて言ったらできるのかどうかって、何かそういった話したことあるかどうかも含めてちょっとわかればお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） これまで町内でイノベーション・コースト関係という形ではドローンを飛ばすような、そういった取り組み、あとは町独自でそういった研究がある場合にトラクターとかでデモというような話は出ておりますが、実際現地で行ってはいるのですけれども、ただそれ以外についてのより深みのあるイノベーション・コーストに関係する部分については、今のところそれ以上のものは今現時点では行っていない状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに南相馬市を中心としてITを使った農機具関係の技術の試作という形で実施してございます。この点に関しては、富岡町におきましても企業とちょっとお話をさせていただいて、富岡フィールド幾らでも使っていていいですから、ぜひ見せていただきたい。それをもって営農という関心が少しでも芽生えてくればいいのではないかとということでご提案させていただいたところでございます。ただ、圃場がきちんとしていないということもありますし、かなり設備によってはアンテナを結構設置するなんていう話も伺っておりますので、やはりちょっとロボットを単純に持ってきて動けるといってもなく、多少なりの準備は必要だと伺っております。それらも踏まえて、やはり南相馬市は大きい圃場があるということがあってあちらで実施されているかと思いますが、この点については関係者ともちょっと詰めながら、当然産業振興課とも詰めながら、ちょっと打診といいますか、協議を行っていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） やっぱりせっかくこういった産業都市構想というか、中でできたものを我々も享受できればと思いますので、例えばそういうのがあれば農業に向かう方もいるかと思いますが、余りこれやってしまうととめられてしまいますので、この辺にします。

先ほど来いろいろと出ました中で、私ども先日常任委員会でJAEAを視察してまいりました。その中でJ-PARCというのですか、宇宙、物質、生命の起源に迫るとなって、大強度陽子加速器施

設なんというものがすごく大きな施設で、そこには本当に有名な企業とか有名な大学がついて、本当にすごい施設でありました。国際廃炉共同研究棟があって、JAEAともかなり富岡はつながりができましたので、廃炉にかかわらず何か新しい研究施設などを誘致すれば、非常に今後につながっていくのではないかなというのを感じましたので、そういったところの誘致をぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 私も先ほど産業復興常任委員会の所見を拝見させていただき、まさに、こう言うのはなんですが、高度過ぎるといえるか、技術がかなり進展しているので、私のような者がその内容を把握するまでにはちょっとまだ至らない部分がございます。また、その研究棟におきましても実際の中身が1F事故の進展の予測・評価、それから燃料破損挙動の機構論的な解明と非常に難しい点で研究をされている中で、なかなか近くに感じるものはないと考えてございます。一方で、福島イノベに関する推進機構のほかに企業体というのもございます、合わせて100社程度が絡んで研究に乗り込んでいるということも伺っています。大半が大学が実用化の前の一研究であり、実用化になってくれば身近に感じる部分がございますので、そういう誘致関係も企画課として積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。非常に前向きなご答弁いただきました。イノベを含めて定住促進につなげるような動きをして、今もしていると思いますが、さらに加速させてイノベをうまく利用して定住促進につながるようないろいろな誘致であったとかといったことを今後とも推し進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって5番、堀本典明君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

2時30分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時20分）

再 開 （午後 2時30分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第11号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、報告第11号 専決処分報告についての内容を説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第7号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成30年2月9日開催の第1回臨時議会において工事請負契約の締結について議決をいただき、工事に着手し、本年9月28日に完成しました富岡漁港共同利用施設整備工事についてであります。

専決処分につきましては、工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第11号別紙資料をごらんください。工事の一部変更の主な内容といたしましては、浄化施設工事におきまして当初水中施工としておりました船台車用レールの設置が福島県による船揚場の整備工事時期を合わせることで陸上施工に変更したこと、また速度調整のため船台車に動滑車の取り付けを行ったものであります。また、給水管工事におきまして福島県による乗り越し道路の線形が工期内に確定したため、水道給水管の布設工事が可能となったこと、また浄化槽設置工事におきまして地盤に捨て石護岸堤防が露出したため、半地上式に変更したことにより、中継ポンプ槽の設置が生じたものです。

専決処分の工事請負金額としましては41万2,560円の増額であり、専決前請負代金1億4,040万円を1億4,081万2,560円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が増額率として0.29%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第11号の専決処分についてご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 変更内容の1の各施設工事の船台車用レール水中施工が陸上施工になったということで、多分これは減額になっているのかなと思うので、工事がうまく合わせられたということで船揚場の工事と一緒に施工できるということですので、非常によかったかなと思うのですが、浄化槽なのですね。半地上式ということで、本来必要でないポンプを設置しなくてはならないということで、堤防の下が出てきたということで、それはしょうがない部分なのかなと思うのですが、これ位置変更で通常の埋設はできなかったのかどうかをひとつお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 試掘の結果、水位が高いことが判明したため、浄化槽周辺に矢板で対応することとしましたが、さらに掘ったと、中で。軟弱地盤というようなこともございましたので、今のような形式をとったということでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 説明はわかったのですけれども、本来そういう場所というのは漁港だけではなくて、軟弱盤とか水位が高い地区というのはいっぱいあると思うのです。一番言いたいのは、ポンプつけたりするとメンテナンスが大変だということで、この漁具倉庫を組合で多分管理するのだと思うのですが、組合できちっと管理できるのかどうか心配なのです。そういう部分ありますので、本来は通常の埋設というか、設置にしてもらえば非常にありがたかったなと思うのですが、この辺は組合と十分協議した上での結果ですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 工法的にこのような形をとるというようなことについては、組合等との協議もございまして、協議といたしますか、そういう内容になるというようなお伝えしている状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 組合として管理できるのかという件につきましては。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） はい、管理をしていただくこととなります。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、2点ほど。

1点は、漁具倉庫の、常任委員会でも十二分に指摘しておいたのだけれども、具体的にその内容の説明が全然戻ってきていないということと、それに追加で船台車のウインチ小屋から台車までのワイヤー、地面にべたっとしているのだったらいいけれども、地上から30センチ、40センチ、50センチと浮いているままだったらば、ここ解除区域になっているから、一般人薄暗いときとか地上から出ているところへ万が一、台車側からウインチ小屋まで10メートルぐらいあるのだから、車入ってきてもひっかかってしまうし、人が歩いても見落として、それにつまずいて転んでけがするとか、そういう管理の問題が出てくると思うのだけれども、そこら辺は十二分に対応してあるのかな。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 済みません。1点目の件なのですが、委員会のときにご質問いただきました検査の内容でございましょうか。その点につきましては、一度電話でご連絡したという認識でございましたので、もし私の見解が違いましたらご指摘いただきたいと思います。

あと、2点目の船台車のワイヤーの件につきましては、確かにワイヤーがある関係で進入者がいれば危険な状態となります。そういった部分については、現時点であるそこに何か区切ったものという形ではないもので、その辺につきましてはちょっと現場をもう一度確認した上で、不都合な点という形の位置づけでありましたら至急対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 漁具倉庫は、来年9月決算議会で現地調査、そのときに議長にお願いしておきます。

あと、ワイヤーは現地へ行って地上から、地面から地上に浮いているのであれば両側人が入らない、車が入らない、何か安全対策を講じておいてください。ただ、引っ張るのにこれがあつたのでは支障があるというのであれば、台車を引き上げた状態でよく固定して、そしてワイヤーは地面へ落ちるようにしておくとか、できないことではないと思いますので、そういうところはかなり、どんな設計踏んで工事に持ってきててもそういう安全対策のところ随分落ちがあると思うから、これからの工事関係は設計書、図面関係、特記事項までよく見てやってください。お願いしておきます。答弁はいいです。

○議長（塚野芳美君） 答弁はいいそうです。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって報告第11号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第12号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についての内容を説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第8号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成30年3月9日開催の第2回3月定例会において工事請負契約の締結について議決をいただき、工事に着手しましたため池放射性物質対策工事2工区、椿屋第1、清水ため池についてであります。当該工事は、今回の専決処分までに1回の工事請負変更契約の締結について議決をいただき、本年9月28日に完成したものであります。専決処分につきましては、平成30年第7回9月定例会で9月12日に工事請負変更契約の締結について議決いただきました後、さらに工事内容の一部に変更が生じたことから、

町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第12号別紙資料をごらんください。今回の専決処分に係る変更の主な内容といたしましては、清水ため池の仮設工で進入路を延長し、鉄板板及び下部シート使用料増及び除去土壌の含水比が高いことから固化材使用料が増加したことにより変更となったものであります。専決処分の工事請負金額としましては115万200円の増額であり、専決前の工事請負金額8,374万4,280円を8,489万4,480円に変更したものであります。

今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が増加率として約1.37%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第12号の専決処分についてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第13号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、報告第13号 専決処分の報告についての内容を説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第9号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成30年3月9日開催の第2回3月定例会におきまして工事請負契約の締結について議決をいただき、工事に着手し、本年9月28日に完成しましたため池放射性物質対策工事3工区、宮の前、西沢ため池についてであります。専決処分につきましては、工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第13号別紙資料をごらんください。工事の一部変更の主な内容といたしましては、西沢ため池の発生土処理工の袋詰めする汚染土量がかさみ、環境省によるフレコンバッグ回収までの仮置きのため作業ヤード面積を広げたことにより敷き鉄板設置面積増となり、それにあわせ敷き鉄板洗浄費などの増額変更が生じたものであり、専決処分の工事請負金額としましては311万4,720円の増額であり、専決前の請負代金9,072万円を9,383万4,720円に変更したものであります。

今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が増額率として約3.43%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第13号の専決処分についてご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第14号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 報告第14号 専決処分の報告について内容を説明いたします。

今回の専決処分は、平成30年5月24日に工事請負契約の同意をいただき工事を進めておりました富岡第一中学校第2期改修工事において、工事の内容の一部変更に伴う工事請負代金の変更が生じたことから、町長の専決処分の指定について第4項の規定に基づき行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

報告第14号別紙資料をごらんください。今回変更する内容は5点です。1つ目が、3階のLL教室及び視聴覚室の下地変更であります。当初設計では、既設カーペット撤去後じかにタイルカーペット敷きとしておりましたが、撤去したところ、床配線用トレンチ部分や出入り口との部分に段差が生じることが判明したため、トレンチ枠を撤去し、段差解消のため下地合板を敷設することとしたものであります。2つ目は、北棟トイレの外部汚水配管に排水不良が生じていたための管路の修繕です。3つ目は、南校舎西側トイレの仕様変更です。当初設計では、ほかのトイレと同様の仕様でしたが、支援を要する児童生徒への対応と学校のユニバーサルデザイン化を推進するため、多目的トイレ及び洗体ブース等を設置することとしたものであります。4つ目は、トイレ壁の解体に当たり、時期を長期休暇に合わせて行う予定でしたが、当該時期においても児童生徒が頻繁に通学することとなったことや、通年で行うこととなった預かり保育に影響がないよう騒音、振動の少ない工法に変更することとしたものです。5つ目が、図示はしておりませんが、内装工事全般において生じた床材、天井材、廃棄物等の数量の減による変更であります。

これら5点の変更によりまして、当初請負金額1億4,000万400円を334万6,920円増額し、1億4,334万7,320円に変更するものであります。変更の増額率2.4%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） ④のコンクリート壁の解体工法の変更ということで、騒音、振動の少ない工法、これどんな工法で、具体的にどういう作業内容だったのだから教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 工法ということで説明をいたしたところでございますが、主なものとしてはその解体する道具を騒音、振動が少ないものにする、また外で回すモーターというのでしょうか、その部分も静かなものを使用するといった変更でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 当初仮にブレーカーだとか、ペピーサンダーだとか、いろんなものを使った設計単価というものはあるわけだ。これではうまくないということで、音がしないように、振動がないように、粉じん立たないような、どんな道具を使って設計単価が上がってきたのですか。教えてください。

〔「議長、12番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 答弁できないだろうから、時間かかるのだろうから、後でもいいから教えてよこして。採決は関係ないだろうから。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 大変申しわけございませんでした。

今お話ありましたとおり、後ほどご報告させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第14号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第15号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第15号 専決処分の報告についての内容を説明いたします。

報告いたします専決処分につきましては、福島県内の全市町村並びに市町村の一部事務組合及び広

域連合によって構成されます福島県市町村総合事務組合の規約に変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により所要の変更を行ったものでございます。

規約の変更は、地方自治法の改正により監査制度が充実強化されたことから、福島県市町村総合事務組合の監査委員の選任方法について変更したものであり、あわせて事務局の設置及び職員などの条項について整理したものでございます。

報告第15号別紙、専決書11号 専決処分書並びに新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。変更は規約第9条から第11条に係るものでございまして、現行の第9条に9条の2として会計管理者についての条項を新たに追加し、現行第11条事務局の設置及び職員を条項整理の上、第10条事務局の設置及び職員と変更、現行第10条監査委員を監査委員の人数の変更及び任期を明確化するなどして、第11条監査委員と変更したものでございます。

福島県総合事務組合の規約の変更に係る専決処分の報告については以上でございます。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第15号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第84号 富岡町立認定こども園条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第84号 富岡町立認定こども園条例について内容の説明をいたします。

今回の条例は、平成31年4月に富岡町立認定こども園が開園することに伴い、条例の整備が必要なことから、新たに制定をするものでございます。

議案第84号をごらんください。第1条においては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づき、認定こども園を設置すると定めているものでございます。第2条においては、用語として1号認定、2号認定、3号認定を定義するものでございます。第3条名称、位置及び定員等については、次ページ別表1をごらんください。名称をにこにここども園、位置を富岡町大字小浜字大膳町152番地、定員を幼稚園に当たる1号認定を38名、保育園に当たる2号、3号認定を52名とするものです。

ページを前に戻していただきまして、第4条は職員配置に関するもの、第5条は認定こども園での事業、次ページをお開きください。第6条は、入園資格を定めています。第7条は、保育料等を定めるもので、次ページ別表2をごらんください。1号認定及び2号、3号認定の1カ月の保育料をそれぞれ所得により定めるものでございます。

ページを前に戻していただき、第8条は保育料の納付期限、第9条は保育料等の免除、減免について規則で定めるとするものでございます。第10条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成31年4月1日とし、準備行為といたしまして園児募集、申し込み、その他開園に必要な行為は条例施行日前でも行うことができるものとするものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 富岡町立認定こども園条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたしますが、この件につきましてもさきの全員協議会で報告を受けておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正につきましては、現段階における本町の復興再生の状況や状態を踏まえ、また事務事業

の中期展望を見据え、今後の行政運営をより安定したものとするために健康福祉分野の組織強化が必要であること、教育交流分野の組織強化が必要であること、産業振興、特に農業の振興に関する組織強化が必要であること、建設行政を統一的に行うことができる組織体制の構築が必要であること、また複数の諸課にまたがり行われている事務事業の整理が必要であることを要点といたしまして、行政組織の見直しを行うものでございます。

議案第85号別紙資料、新旧対照表をごらんください。第1条においては、現行の健康福祉課を改正後において福祉課並びに健康づくり課とすること、現行の復旧課と拠点整備課を統合し、改正後において都市整備課とすること、また復興推進課の分掌事務を除染対策に関する事項を生活環境課に、放射線対策に関する事項を健康づくり課にそれぞれ変更することで改正後において復興推進課が廃止となることにより、町長の権限に属する事務を分掌させるために置く課を現行10課から改正後9課とするものでございます。

また、第2条においては、それぞれの課の分掌事務を整理、変更するものでございます。

なお、今回の行政組織の見直しで、教育委員会事務局に生涯学習課を復活させること、また来年4月に開園を予定いたします認定こども園を教育委員会教育総務課に配置することにつきましては、富岡町教育委員会事務局組織規則を改正することで対応することとなりますので、申し添えさせていただきますとともに、ご承知おきくださるようお願いをいたします。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 質問というよりも、時代の流れで行政改革で課をふやす、減らす、それは仕方ないと思いますが、これはお願いしておきます、町長に。

10課を9課になって集約すればするなりに中身が濃い仕事をしなければならぬですから、適材適所に職員を配置してください。よろしくお願ひしておきます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご懸念のように、行政組織の改編によって当初はさまざま混乱することもあると思いますが、しっかりとした人員配置においてなるべく混乱がないようにしてまいりたいと思います。

それから、適材適所というお話がございました。なかなか適材適所なるものがどういうものであるか、実現できるものであるかということについては大変難しいところではございますが、最低でも不適材不適所というような形にならないような人員配置については考慮してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） いろんな民間企業でさえ現状に合った、なおかつ周りに迷惑かけない、考え

るに考えた配置をしているわけですから、公の機関である町役場はそれ以上の考えを持ってやってください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） お願いでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第86号 富岡町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正する条例は、個人町民税の納期前納付報奨金につきまして、平成31年度より廃止したく改正するものです。廃止する理由といたしましては、町民税は地方税法の規定により、所得税の源泉徴収を行う給与支払い者は所得税と同様に特別徴収することが義務づけされており、平成31年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施いたします。このことによりまして、原則給与所得者の方は町民税が特別徴収されるものでございます。

一方、町民税の納期前納付報奨金につきましては、町民税の普通徴収者に対してのみ適用されており、納め方が違う特別徴収者には適用されておらず、不公平感が生じているものでございます。来年度からの特別徴収義務者の一斉指定実施により、特別徴収者の割合がさらにふえることから、この不公平感の解消を図る必要があるため、町民税の納期前納付報奨金を廃止するものでございます。

改正する条例の内容につきましては、議案第86号別紙資料4ページの富岡町税条例新旧対照表をご

らんください。本条例第2章普通税、第1節町民税の第42条第2項の報奨金の交付について、第3項の報奨金の限度額について、第4項の報奨金の端数処理についてを削るものでございます。

なお、本条例の附則といたしまして、本条例の施行は平成31年4月1日からとなります。

以上が改正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例について内容のご説明をいたします。

今回の条例改正は、平成31年4月に富岡町立認定こども園が開園することから、所要の改正をするものです。現在開園の準備を進めています認定こども園は、富岡保育所と富岡幼稚園が統合される園であるため、条例から富岡保育所を削るものでございます。

議案第87号別紙資料をごらんいただきたいと思います。改正の内容は、別表右側、現行にあります富岡保育所の項を左側、改正案のとおり削るものであります。

この条例の施行日は、附則におきまして平成31年4月1日からと定めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 確認のため。今の内容はわかりましたが、夜の森保育所、多分にこれ解体するようになっていっていると思うのだけれども、なつてからまた廃止か何かの条例で出してくるのかな。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 今回条例におきまして夜の森保育所を残した理由といたしましては、まず1点としまして今後夜の森地区にも認定こども園の整備が必要となった場合に、その整備におきまます交付金等の活用など手続上条例上の保育所が必要となるために、今回は富岡保育所のみを廃止させていただきます。

先ほちょっとご質問の実際解体した場合はどうなのかという話につきましては、実はこれは今後ちょっと県や国と協議をしながら、できれば残せればいいなんて今のところ思っているところではございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 余計な答弁聞いたから突っ込んで聞くようになってしまうのだけれども、困難区域の弱者の使う保育所を改修して使うような答弁しているようでは町長、うまくないよ、これ。壊して新しく状況によっては受け入れるのだったらわかるけれども。ちょっと町長から答弁もらえるかい。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、ですから聞かれたことだけお答えください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 大変申しわけございませんでした。今回の夜の森保育所につきましては、名前だけを残させていただきたいと考えて残させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の部分、十分わかります。私も当初この条例をつくるときに原課からこの話があったときに、何か残すことでメリットがあるのかということをもっと聞きました。これを名前を残しておくことで、これから夜の森地区に認定こども園、あるいはそういうものをつくる時に、現在あったものをこうするのだからということで交付金を活用するために名前を残すということでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「うん」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 富岡町保育所条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、行政組織の改編及び分掌事務の見直しにより、水防協議会の庶務担当を防災行政を統一的行う観点から、都市整備課より生活環境課に変更するものでございます。

議案第88号別紙資料、新旧対照表をごらんください。第8条において規定する協議会の庶務担当を現行の都市整備課から改正後において生活環境課とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 富岡町水防協議会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について内容の説明をいたします。

今回の条例改正は、平成31年4月に認定こども園が開園することから、所要の改正をするものです。現在開園の準備を進めている認定こども園は、富岡保育所と富岡幼稚園が統合された園であるため、条例から富岡幼稚園を削るものであります。

議案第89号別紙資料をごらんください。改正の内容は、別表の右側、現行にあります富岡町立富岡幼稚園の項を左側、改正案のとおり削るものであります。

この条例の施行日は、附則におきまして平成31年4月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 富岡町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日14日午前10時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 (午後 3時28分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 黒 澤 英 男

議 員 高 橋 実

第 8 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第8回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成30年12月14日(金) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 90号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第 91号 工事請負契約について

議案第 92号 工事請負契約の変更について

議案第 93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第4号)

議案第 94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 97号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 98号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

6、議会議員定数等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 90号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第 91号 工事請負契約について

- 議案第 92号 工事請負契約の変更について
- 議案第 93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第 94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 97号 平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 98号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案の一括上程

- 議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第105号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第106号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第107号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第108号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

追加日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 平成30年度富岡町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第105号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第106号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第107号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第108号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告

- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 6、議会議員定数等に関する特別委員会報告

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事兼 生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君
教育総務課長	飯塚裕之君

拠点整備課長	竹	原	信	也	君
郡山支所長	斉	藤	一	宏	君
参事兼 いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
総務課課長補佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志	賀	智	秀	
議席 事務局係長	大	和	田	豊	一
議席 事務局係主査	杉	本	亜	季	

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

13番 渡 辺 三 男 君

1番 渡 辺 英 博 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第90号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長(三瓶清一君) おはようございます。それでは、議案第90号 町道路線の認定、変更及び廃止についてご説明いたします。

今回の町道認定については、一定要件農道を町道に移管するもの34路線とJR夜ノ森駅整備に伴い設置される東西自由通路を認定するもの1路線です。廃止する路線は、一定要件農道とあわせ、新路線として認定することによる仲谷地2号線と福島県の海岸堤防整備に伴い堤防用地となる富岡漁港線の2路線です。

議案書 1 ページ及び資料 1 ページをごらんください。初めに、1、認定する路線について説明いたします。路線番号3281、原下 1 号線は、資料 1 ページの3281と記載している路線と対応しております。以下、同様に路線番号と資料の番号が対応していることをご承知おき願います。

路線番号3281、原下 1 号線から議案書 2 ページ、下から 2 番目の3312、善正前線の32路線は、農道を町道に認定するものです。

路線番号、路線名、起点、終点、延長、幅員はそれぞれ記載のとおりとなります。各路線の位置等の詳細につきましては、別紙資料 1 から別紙資料 8 までに記載しておりますので、ご確認お願いいたします。

議案書 2 ページをごらんください。最下段に記載しております路線番号3313、夜ノ森駅東西自由通路線は、別紙資料 9 と対応しております。あわせてご確認願います。

続きまして、2、変更する路線についてご説明いたします。議案書 3 ページをごらんください。路線番号3035、遅沢申田線は別紙資料12、3267、桜王塚線は別紙資料11に既存路線を緑色で図示しております。一定要件農道と既存路線をあわせた赤色で図示した路線となり、終点位置と延長、幅員を変更するものです。

続きまして、3、廃止する路線についてご説明いたします。同じく議案書 3 ページをごらんください。路線番号3158、仲谷地 2 号線は、別紙資料12に青文字で3158と記載している路線が対応しております。当路線は、一定要件農道と既存町道をあわせ、路線番号3301、高津戸清水前 2 号線と認定することにより廃止するものです。

路線番号3012、富岡漁港線は、別紙資料13に青文字で3012と記載している路線が対応しております。当路線は、福島県が施工する海岸堤防整備の用地となることから、廃止するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 別紙資料の13なのですけれども、ちょっと全協でも常任委員会でも見落としていたのですけれども、釜田漁港線、浜街道のクロスしていたところ、県工事で撤去しているのだけれども、これ廃止ということは考えないのか。現状は道路形態が潰れてないわけなのですが、あわせて一緒にやったほうがいいと思うのですが、その点お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） ご指摘ありました路線につきましては、富岡駅東の区域のこれからの状況等も加味しながら、廃止につきましては次回、その時期になりましたら廃止をしていきたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第91号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

11月14日に富岡産業団地整備工事の一般競争入札が執行され、工事請負契約の仮契約をいたしました。18ページの資料1をごらんください。工事番号第2-2-16号、工事名称、富岡産業団地整備工事、工事場所、富岡町大字上郡山地内、末工期、平成33年3月19日、工事請負代金の額、39億5,730万2,520円、契約の相手方、西松建設株式会社東北支店、入札の方法は一般競争入札です。

19ページは、低入札価格調査対象工事における特約条項です。

20ページは、入札状況確認表です。

入札参加資格を有する会社6社及び企業体2団体が応札し、失格基準を下回った3者が失格となりました。予定価格の範囲内の5者のうち、最低金額を提示している西松建設株式会社東北支店を富岡町低入札価格調査制度実施要領に基づき調査の上、契約の相手方としております。

21ページ、資料2をごらんください。続いて、工事概要についてご説明いたします。工事概要につきましては、資料右上の工事概要の記載のとおりであります。敷地造成工事、防災調節池工など7工種となっております。資料の図において、赤点線で囲んでいる箇所は先行供用開始区画であり、平成31年度末まで整備するよう契約相手方と調整してまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。今回産業団地の入札ということでできましたが、予定価格にすると落札が結構低いのだということを知っていますが、まだ現状避難指示は解除となっておりますが、富岡町における建設業界の中では作業員の賃金であるとか、まだ資材費なんかも高どまりしている状況が続いている中で、もう少し最低制限価格を上げるとか、そういった見直しをすべきだったのではないかなと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 建設業界の中で最低制限価格もしくは低入札調査価格を引き上げるべきではないかという議論があるということは承知しておりますが、要綱、その他、国から示されている基準について算出しますと現在のところこのような形になるというところで、業界としての要求、要望については承知しておりますが、それを踏まえて国等々で議論がなされているもの、その結果を我々はちょっと待たないと反映できないという状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 国の調達基準等を参考にされていると思うのですけれども、やはり他自治体などでは最低制限価格引き上げているところもあると思いますので、ここはまだまだ特殊な地域だと思っておりますので、もう少し制限価格見直しをして、きちんとした工事、品質が確保できるような考えを持っていただきたいなと思ったのですけれども、そのあたりはどうしても無理だったのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員のご指摘のようにさまざまご議論があるということも承知しておりますので、国、それから県の動向を見ながら内部で今後検討していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 毎回工事の請負等、工期が厳しいときとか私申し上げておりますけれども、金額が低いということはどこにしわ寄せが来るかという安全と品質だと思っております。これだけの規模で産業団地、期待を持っているところでもありますので、きちんとした品質を確保したもの、安かろう悪かろうではなくて、きちんとしたものを納めていただくようなことが必要だと思うのですけれども、そのあたりどのような手法で品質と安全の確保に努めるかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、担当課からのお話もあるとは思いますが、まずは品質確保についての入札時点での考え方になります。しっかりとした制限価格の設定、それから低入札価格制度を導

入るのであればしっかり調査価格を設定するというのが基本だろうと思います。その基本の
つと、要綱もございまして、それに従ってのつと設定し、それによってダンピング等々の防止
を図っていくというのが基本的な考え方になると思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 品質の確保についてご説明させていただきます。

今回の工事にかかりましては、調査基準価格を下回っているということもありまして、監理技術者
の要件を満たす者を2名配置することを条件としております。さらには工事現場代理人1人、監理技
術者の資格者などピーク時には配置することを確認をさせていただきます。さらには工事監理業務を別途
発注いたしまして、町と監理業務の受託者、それと施工者が連携して施工の品質確保に取り組んでま
いりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 調書には予定金額普通書いてあるのだけれども、書いていないから、逆算し
たのですが、予定価格45億2,366万二千何がしの金額になってくるのかなと思って、失格基準の西松
建設の36億何がしの落札率でいくと約81%。1,000万円の定価のものを810万円。ここから今度地元企
業に声かけてもらったとしても、81%以上は出てくるわけない。ここから下がってくるわけだから、
2次になればまた下がるし、3次になればまた下がるし、そのときに失格基準という言葉、これ以上
下がったのでは3経費、共通、現場、一般、これに直工、しっかりしたものができないから、それ以
上下げてはだめですよというように私は理解しているのです。知ってのとおり私も業界筋なもので。
そうすると、実際仕事をやる1次、2次、3次、どこまで入ってくるかわかりませんが、この
81%をどんどん、どんどん下がって行って、どこかで何かをしないと採算性がとれるわけないと思う。
それをさっき答弁したように発注者側の町の担当部局、委託しているところでしっかり見る。今もそ
のやり方しているところも町発注の箇所であります。日本工営とか、そういうところに入ってしっか
り各現場、スケジュールどおりいっているとは思いますが、ただ私が言いたいのは81%を割
った金額で下がっていったときに本当にこれがしっかりできるのか、その懸念。ましてや常磐道の工
事と重なってきて、いろんな面で単品スライドを適用するような工種ばかりなもので、その点。一
応当たり前の答弁だけしか出てこないと思いますけれども。

それと別に防災調整池3万4,457平米、坪にすると1万441坪。これ調整池の場合、間違っていたら
済みません。ある程度の年数竣工してから過ぎれば、埋めて利用できるものなら利用してと聞いたこ
とあるのですけれども、この調整池、仮に竣工して10年後、全体の何割を埋めて使用してもいいです
よというようなことはあるのですかどうか、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、前段のご質問でございます。予定価格に対しての落札率が80%程度という低い値で、現場がしっかりと施工できるのかというご質問でございます。

今回低入札価格調査制度を導入して入札をいたしました。お手元、入札状況確認表においても8者のうち3者は失格、残り5者については全てが調査基準価格を下回るということでございました。そういうことで、落札候補順位1位となりました西松建設に対しては低入札価格調査委員会において調査を行っております。調査の内容としましては、落札価格というか、入札価格でどうしてそういう価格で入札したのかという理由と、それから資材の調達をどう考えるか、施工体制をどう考えるか等々、実際の工事がその価格に即してできるのかというところの調査を行っております。西松建設からは、資材や施工に係る費用の見積もりにつきましては取引実績のある事業者からの見積もりをいただいて、それを積み上げ、直接工事費を算出したと。それから、これまでの施工実績、例えば三陸地方で造成工事等々をされている、その他県内でも造成工事をされているといった実績から共通仮設費であったり、現場管理費であったりというところの諸費の率を実績により算出して、それで見積価格を出しましたというようなことを聞いております。落札候補者、西松建設からは、現時点、入札時点における工事の実行予算であるというふうな回答がございました。また、購入土の調達につきましても施工地近傍での確保が可能であるというふうな現時点での調査は行ったということで、加えて施工体制についても入札時点においてではありますが、入札時点では非常にしっかりとお考えになっておられるというような印象、それから回答をいただいております。全体として入札段階としては具体的かつ緻密に積み上げられたものとみなすことができるものだろうと調査委員会では捉えました。そういうことで契約相手方としたところでございます。

なお、応札いただいた全8者の入札価格の平均は36億4,828万7,000円でございます。落札額は平均入札価格の100.4%、それから最低入札価格者と比較しますと106.8%、最高入札価格者と比較しますと96.7%ということでございまして、応札いただいた事業者皆様の工事実施価格の捉え方としては落札者と大きな乖離はないものと考えておりますので、参考までこのことについては申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 調整池の件につきましては、私把握してございませんので、後ほど調べましてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時24分）

再 開 （午前10時26分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 調整池につきまして調べた結果でございますが、都市計画法上開発許可をいただいているものでございますので、調整池を埋め立てすることはできないということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今の法律で言えばそうなると思うのですけれども、何年か過ぎるとある程度落ちついてから最大雨量と最少雨量と平均雨量とやって、そこまで要らない、バックデータがしっかりしたときには申請でできる可能性もあると思います。ただ、今の答弁は今の現状の答弁で理解します。

それと、総務課長、いろいろ106とか九十何ぼとかと言ってくれたのだけれども、基本的に入札は仮に調査基準価格40億七千百云々というのは予定価格100に対して直工が95%、共通現場が90%、100に対して。一般管理費が100に対して55の数字。それ以外の数字、最低制限に算入してくる数字になってくると直工、3経費、現場共通、一般、これが90%に置きかえてくると思うのだけれども、90の90に変わってくると思うのだけれども、それで81%と出てくると思うのだ。だから、元方は構わない。問題提起しているのは、元請の西松建設が全部施工するわけでないでしょうから、1次、2次、3次とどこまで入ってくるかわからない。しかも、地元の建設業に声をかけて、見積もり依頼しても80以下でないと契約はできないわけで、大変なことになるのではないですかという懸念。元請は町なら町、県なら県、国なら国の指導も方程式の中に入っているから、それはいいのです。その下に入ってくる特に地元建設関係がせつかくやっても、赤字になって、町に対する税金も県に対する税金も払えなくて、極端なことを言えば違うほうで一生懸命稼いで突っ込みながらやるようになったのではという懸念があるということ。それに対して町もハード分のスケジュール的に、早く四倉に避難している地元企業が一日も早く戻りたい、早くこの部分だけでも先行してやってくれよ、そういう指導はできるけれども、金銭的な指導は発注者側は言えないと思うのだ。それが一番懸念だということ。そこら辺は逆に町当局ではどこまで西松建設に決まったとき、西松建設に指導というか、お願いというかできますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 総体的なお話になりますけれども、前段堀本議員からも最低制限価格であるとか基準調査価格については見直すべきだということにつながっていくのだというご質問だと思います。実際的に町で請負者となった者にどんな指導ができるかということになれば、これは今ほどそういうご懸念があるということもありますので、ひとつ町内事業者の皆様には産業団地の工事の中でご活躍をいただきたいと町は思っていると、ただ活躍するのではなくて、しっかりとした工事をしていただきたいので、それなりの請負者としても対応をお願いしたいというお願いはできると思います。ただ、そうせよということは、やはりこれ一般競争入札ということで、市場原理も働いているも

のでございますので、お願いにとどまるものだと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 難しい話かもわからないけれども、一番大事な地元企業育成とか、町当局にもしっかりした成果品をつくってもら、それも当たり前。そうなったときに先ほど最低制限価格上位法みたいな答弁もらったのだけれども、町単独でだってこの時期だから、ましてや国策で解体、除染、その他もろもろのやって、解除区域は危険手当出るようになっていても、正直なところやはりゼロであっては、働く人はわかっている、違ふだろうと。単価が下がるよりも現状維持とか、プラス思考に走っているわけだから、そこら辺も現状よく考えた状態でこういう最低制限も設けてもらいたい。震災前には私が知る限り予定価格に対して67.何%が最低制限だった。それが徐々に上がってきたのも事実。現状にそぐわないということで。これも上位から下がってきて上がっていったのだから、当時の執行部の中でいろいろ考えて、精査した状態で上げてきたのだから結果はわかりませんけれども、幾ら議員でも。現状にそぐわないときは町単独の考え方で直していくのも大事なことだと思います。そういった観点からちょっとお願いするだけでは受け負けの世界ですので、なかなか大変な結果になると思うのですけれども、何回答弁もらっても、お願いするまでの答弁で終わってしまうのでしょうか、もう一度あえて聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 前段で最低制限価格、低入札価格制度導入した際の調査基準価格というものについてのお話がありました。これについては町要綱等々での設定の仕方が定まっておりますので、それを見直していくことによって改定はできるものでございます。しかしながら、国費、それから場合によっては県費というものも入りながら事業を行うものですから、町独自の考え方だけのみで改定していく、修正していくということについては若干、真っすぐそういうことをできるかどうかということはなかなか難しいところもございます。ただし、前段で業界としてもそういうご要望が出ているという議員のご質問もございましたし、ご意見もございましたし、実際のところそういうふうなご意見があるということも承知しておりますので、全体として国においても状況、状態によって引き上げの改定もしているところがございますので、そのような状態を見きわめながら町としても対応していくというのが基本の考え方になります。

それから、後段のお話でございますが、大変ご懸念をされているというところは理解をしておりますし、全体として80%ちょっとの落札率でしっかりとした地元企業の活躍ができるかという懸念もあるということも承知はしておりますので、繰り返しになりますが、我々町としても、それから町事業者の皆様としてもしっかりと今回の富岡産業団地にはかかわっていただきたいと思っているので、会社としても請負者としてもそのところをしっかりとしんしゃくいただき、対応をお願いしますというようなことは請負者には申し伝えたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いよいよ富岡町の産業団地が発注という段階まで来たわけですが、まさに今回の発注、恐らく執行部もそうだと思いますが、金額的に低くてびっくりすると。本来であれば低くやっていただけるということは喜ばしいことなのですが、行政でやるものに関しては半永久的に使えるようなものをつくるというのが使命なのかなと思います。そういう中でやっぱり予算が下がるということは、どこかにしわ寄せ来ると。今各議員が言っていたようにどこかにしわ寄せが来ると思うのです。そのしわ寄せを見抜いて、成果品として100%でなくても、90%とか95%の成果品をつくってもらうことは、誰の目で見えていくかという発注者側、町役場、担当課だと思っております。そういう中で今までいろいろ技術者が足りないとかいろんな問題があって、よそに外注に出して技術者を派遣してもらおうという形態で監理している物件も何件かあると思います。そういう中で、今人材不足で派遣してよこす会社にも人材がいないのです。今度の金額は36億円以上ですので、それなりの人はよこしてくれるのかなと思うのですが、そういう人材をそろえないとなかなか町でも見切れないというところが一つの難点かなと思うのです。そういう部分をやっぱり執行部側がきっちり把握して、目となり手となり足となるような人材を送ってもらうようなところにきっちりお願いをするということであれば成果品はある程度望んだものができるのかなと思いますので、ぜひそういうところに力を入れてほしいと。落札者に対しては、いろいろ技術者2人選任してつけるとか、いろいろ先ほど総務課長言っていました、落札者に関してはやはり落札側ですので、やるほう側ですので、やっぱりこの辺はいかという部分も生まれてきますので、やっぱり管理者側でしっかりしなければならぬと思いますので、ぜひその辺をどういう方法で、先ほど聞きましたが、監理形態をどうするのか。あと、町もやっぱりしっかり人がつかないとなかなかうまくいかないということになりますので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、町としても望んだ産業団地だし、我々も待ちに待った産業団地、また町内から避難している商業者、工業者も待ちに待った産業団地なのかなと思うのです。町の業者も8者ほど今興味を持っているということですので、ぜひそういう人たちに入ってもらいたいという気持ちもありますから、入ってもらうには一日も早く仕上げないとかなかなかよそに逃げていってしまうということもありますので、その辺は十分わかっておりますが、調査基準価格が40億七千何がしですが、この金額だけを見ると3億円ちょっとですので、そんなに低くないのかなと思うのですが、もともとの金額はまだまだ上ですので、もう8億円も9億円も下がっているわけですから、その辺でひとつ基準価格の底上げ、先ほど5番さんも12番さんも言いましたが、調査の段階で基準価格の底上げはあつてしかるべきだったのかなと私は思うのです。その辺は先ほど答弁聞きましたが、どうしても上げることは不可能だったのですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 町の工事監理の件につきましてご説明させていただきます。

町の体制といたしましては、当初より工業団地の計画からかかわっている者が主となりまして、お手伝いの方もつけながら工事監理につきましても委託ということを考えていますが、これも当初に設計を行っている受託者を考えて、工事に詳しくなっている者が担当になるように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今回の入札において調査基準価格をもう少し上に設定することはできなかったのかというご質問でございますが、低入札価格調査制度については失格基準であったり、調査基準価格であったり、それからその後の調査のやり方であったり、調査の内容であったりというところについては要綱の中で決まっております。我々も実は震災後、低入札価格調査制度については、工事の調達のスピードを上げるという観点からしばらく適用していなかったということもありまして、全てにおいて、価格の設定、それから調査の内容、仕方について福島県にも町の要綱を示しながら確認はして、やり方も確認はしておりました。県からは要綱は県とも相違はないので、今何かさまざまここで要綱を改正して基準価格を上げるとか、そういうところはやはり不都合が生じるので、要綱にのっとおやりくださいというようなお話も、指導もいただきましたので、今回はその要綱にのっとした形での設定、それから調査の内容、やり方ということになってございます。しかしながら、先ほど来から5番議員、それから12番議員からもご指摘があったように町内業界のみならず、全国的にこのことについては業界から見直しが必要ではないかというご意見もあると承知しておりますので、このことについては繰り返しになりますけれども、国、それから県の動向もしっかり見ながら、我々機会があればそういうご要望があることは承知しているの、少し考え方を改める必要があるのではないかということも町からはお話ししながら、動きを促していきたいというところもあります。その動きを見ながら要綱については見直しを検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） まず、監理業務なのですが、委託をお願いするのでしょうかけれども、今までのケースを見ると委託をお願いしても、業務が忙しいものですから、先ほども言いましたが、余りわからないような人が来たり、あとは常駐してくれていなかったりというマイナス面があったのかなと思うのです。その辺をやっぱり1級土木施工管理持っている人2人出してくれとか、仕事しているときにはもう常駐だよと、そのぐらいやっていかないとなかなか監理はし切れなくなるのかなと思うのです。その辺は委託で出すときに、どういう条件をつけているかお聞かせください。

あと、総務課長の答弁でも、これはもう決め事ですので、納得せざるを得ないのですが、ただ私は1つ漏れていたのかなと思うのです。調査かける段階でも放射能にある程度汚染されている地区です。

この富岡から、富岡を含む双葉、浪江、これはほかの地区とちょっと別格な部分あるのです。今ゼネコンさんも工事やるに関して、除染なんかはほとんど常用が多いような形になっていますので、やっぱり解除区域でも危険手当はきちっと給料体系の中にうたってくださいと、でないとも問題起きるという考え方なのです。というのは、働く人が今強いのですので、放射能ゼロではないでしょうと、震災前と同じく下がったわけではないでしょうということ、いろんな部分に働いている人が行くケースがあるのです。そういうことから考えると、当然ここの工事に関してもそういう人たちが入ってくるし、そういう会社の下請、協力会社の人たちもそういう考えの人があろうかと思うのです。その中で調査かけるときに、そういう放射能という考え方も調査の対象にならなかったのかどうか。資材の調達やいろんな問題はクリアしてこの会社に決まったのだと思うのですが、その辺は調査基準価格を下回って調査受けた会社の考え方はどんな考え方をしていたかお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 放射性物質に対するというか、放射能に対する特殊勤務手当等々のことですが、当該地区工事箇所につきましては除染が済んでいる、それから避難指示が解除されているというところで、除染工事の中には当然そういうものが、そういう状態であることを前提に除染をするということなので、危険手当は配慮されているものだと思いますが、当該工事地区については除染も終わり、工事種別も違いますので、そこに対する割り増しの手当ということについては設定せずに工事を発注している。そういう状態でございますので、調査の際にはその点については確認はしていないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 業務委託の内容等でございますけれども、これにつきましては造成工事における資格者が設計しているものでございますから、その資格者によりまして適宜、面積とかそういった条件によりまして検査がございますので、随時検査をしていくというようなことと、それから数量の確認、そういったことをお願いするというような内容でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 常駐するかしないかということも。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 現場というか、工事に関しましては常駐と考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 放射能に対しての考え方も工事発注に関しての考え方もわかりました。

あと、監理業務、常駐で考えているだけなのか、常駐させるのですか。2人常駐させるなら2

人常駐させる。それなりの免許を持っている方だと思うのですが、工事の進んでいく過程の中で当然検査は何段階でやると思うのですが、それは当然のことですので、ただ監理業務として、監理する側として、そこに委託するに当たって何人を張りつけてもらうのか、1級土木施工なのか、2級なのか、そういう人たちを何人張りつけて常駐してもらうのか、また週に1日程度来てもらうのか、その辺はどういった発注形態にするのか、委託契約の中で。それ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 常駐といいますのは、工事に関する常駐でございますので、内容といたしましては適時週に1回来たりとか、そういった形で来ていただくものになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 監理業務の中で委託するのにどういう内容かということです。委託するのでしょうか、監理業務。その中身はどうなるかということを知っているのです。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 詳細の内容につきましては、時間をいただきまして仕様書を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（渡辺三男君） 監理業務を町で委託するのでしょうか、どこかに。委託。だから、その委託をどういう内容で委託するのですか。1級土木施工管理持っている人1名は常駐してくださいよとか、週に1回だけ来てくれればいいですよとかと。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議いたします。

休 議 （午前10時52分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 委託の内容につきましてでございますけれども、基本的には2名体制でございまして、監理技術者1名、担当者1名というような配置でございます。月に1回程度といたしましても、ピーク時にはもっと多くなるかもしれませんが、1回程度の監理ということで、週1回は現場確認として発注しています。週1回は現場確認をすると。書類の確認等には常駐ではないので、媒体等でやりとりをいたしまして、要は工事現場には常駐ではございません。随時来ていただくというような内容でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 資格者のレベル。ですから、1級か2級かということも聞いていますが。

○復旧課長（三瓶清一君） 資格者につきましては、技術士、それから1級土木施工管理技士、または2級土木施工管理技士のどちらか1名ということでございます。そのほか5項目ほどございますけ

れども、基本的には技術士と1級土木施工管理技士、または2級土木施工管理技士としてございます。
以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 反対討論させていただきます。

やはり地元企業育成という言葉ただ一言なのです。四倉工業団地に地元から避難して、今一日も早くこの産業団地に戻ってきて、ふるさと富岡で事業再開したいというのも十二分わかります。仮に否決になったとしたときにこの分工期がおくれて、そういう人らが戻ってくるのがおくれるのではないのかなと。その人らのために6号線交差点、セブンイレブンの西側地区に集約するようになっていると思うのですが、そこを重点的にその後の施工工程で、対応は100%とはいかなくても、しっかりした工程を組んでもらえれば十二分当初からそんなにおくれないで済むと思うのです。そういった観点から、私は地元企業、建設業、造園業、それにこの工事にかかわる地元の業界のことを考えたときに、長期間、2年間、来年丸々、再来年丸々、そうなったとき今国策でやっている除染、解体、町の公共事業、県の公共事業関係も下火になっていくときにやはり逃げ場というか、自分の町の大きいプロジェクトに安心してかかわれるようにしていきたいと思っておりますので、この案件は反対いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私は、賛成討論いたします。

今いろいろる質問させてもらいましたが、監理業務でちょっと腑に落ちない点がいっぱいありました。町の商工業の人たちとか、あと地元、上郡ですか、あそこは。あそこの地区から大事な土地を町にお譲りいただいて、早急に工業団地つくるのが使命だということはよくわかります。ただ、監理業務でちょっとあやふやな部分あるし、週に1日程度というのは私は理解できない部分いっぱいありました。ただ、その辺は今からでも直せるのかなと思うのです。せめて2日に1回とか来ていないと現場は見れないです。1週間に1回来て現場見るというのは、私は大きな間違いなのかなと。そういうふうな監理体制にするということは、全て業者任せにするということになってしまいますので、もう少し町で力入れてください。それをお願いし、また一日も早く産業団地が完成することを願ひまして、私は賛成いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これより議案第91号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数。（賛成8名 反対5名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前11時01分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第92号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第92号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

今回の変更は、平成30年5月24日に町議会の議決をいただきました富岡町認定こども園整備工事に係る工事請負契約について、園児の安全、安心な環境整備を図るとともに、体幹を養う魅力ある遊具を設置するために、工事費の契約金額3億5,769万6,000円を3億8,623万3,920円に増額し、工事内容の一部を変更しようとするものでございます。

議案第92号別紙資料1をごらんください。工事請負変更契約書です。第2条におきまして、工事請負代金2,853万7,920円を増額するものでございます。

主な変更内容につきましては、A3横の議案第92号別紙資料2をごらんください。資料の左側には工事箇所の位置を、右の上段には文字が小さくなって申しわけありませんが、変更内容を記載しております。主な変更といたしまして、外部工事につきましては陸屋根を塗装がえから張りかえにするなど、内部工事につきましては厨房機器を現在の調理法に合わせた機器にするなど、外構工事につきましては体幹を養える遊具としてふわふわドームの新設及び安全面を考慮し、西側フェンスと築山の新設などとなります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 前にも別な場面で確認したのだけれども、返答が返ってこないのだけれども、

町道側のふわふわドーム、主な変更概要のますの中で言うと10番、11番関係の近くにある高木な木、桜の木なのだから何の木だかわからないけれども、基本的に2メートルないし最大4メートルの地上高までは除染していると思うのだけれども、それ以上のところはしていないわけですし、その枝葉をどこまでカットするのだから。それによってどうしてもカットできないものがその施設の真上へ来ているのであれば、しっかりと除染等をして、位置を決めてやるようにということで質問した経緯があるのだけれども、その回答が環境省にお願いしたとか、この工事の中で云々という話が全然ない状態で、安全な有意義な日々を過ごすためと言っているけれども、ちょっと現状とはかけ離れているように聞こえてくるのだけれども、その点1点。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ふわふわドームを新設する際に、環境の安全の観点から申し上げますと、まず園庭につきましてはこれから全面剥ぎ取りを予定しておりますが、今現状のふわふわドームの設置予定の空間線量につきましては0.1から0.17 μ Sv/hでございます。また、設置予定に近い桜の木の近辺の線量も実は先日全協で質問をいただきましたので、はかってまいりましたが、0.19 μ Sv/hでございました。園庭はこれから表土を除去しまして、埋め戻しをすることでさらに線量は低減するものと思われまます。また、ふわふわドームを設置する際にやはり桜の枝というものは気になるところでございまして、こちらにつきましては設置場所を確定する際に桜の枝をしっかりと確認し、どうしても設置する場合に邪魔になるようであれば枝については枝落としというのですか、のような対応もしなくてはいけないかと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、委員会でもこの点は出ていて、そのときは明確な答弁できなかったわけです。ですから、当然本会議でもそういうことは予想されていたと思うのですけれども、基本的に今前段の部分は別に聞いていることではなくて、線量があるのだけれども、どの程度の枝打ちをするのか、どうするかということなので、もう一度まとめてご答弁ください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ふわふわドームを設置する場所につきましては、桜の枝の影響があるような場合にはしっかりと枝打ちをして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 簡単に質問しているのだ。遊具関係、町道側に設置する場所で高木関係がかぶってきているもの、しっかりと線量はかって、これだってベクレルという単位もあるのだから、線量の強さをあらわす単位で。除染でこの高木関係やっても、2メートルないし最大で4メートルまでしかやっていないと思うのだけれども、それ以上の部分で、枝打ちしたほかに残る部分でちゃんと測定して、問題あるかないかちゃんとしないとだめですよとあのとき言ったのだ。それで、しっかりと

かって確認しますと言ったから、したのかなと思って再質問でもないけれども、確認のためにしているのだ。ただそれだけの質問なのだ、私は。これに対してやったのだからやっていないのだから打診したのだからしていないのだから、これを言ってくればいいのだ。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ふわふわドームの設置予定に近い桜の近辺の線量につきましては、先日はかったところ0.19 μ Sv/hでございました。これを踏まえ、ふわふわドームを設置する場所については余り線量の影響は受けないものとは思っておりますが、逆に線量よりもふわふわドームを使った際に飛び跳ねたときに枝が邪魔になるということも考えられますので、これにつきましては枝打ちをちょっと行ってまいりたいと思っております。さらに、桜の木の線量についてはまだ私ども職員でしかはかっておりませんので、これから環境省、あとは関係機関にもちょっと協力を依頼しまして、しっかり線量の測定をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 空間線量も大事。私が委員会でも今言っているのははっきり言葉、ここまで言わないと課長クラスはわからないのかなと思って、じかにはかっているのですか。だから、その前にGLから2メートルの高さまで除染やっているのだから、最大で4メートルまでやって、それ以上のやつで枝打ちした残りの分もちゃんとしないとまずいのではないのですかと委員会でも言っているし、今もそういうことで聞いているのだけれども、委員会で宿題残されて、ここで聞いてもやらないとか、そういう職務怠慢では困るのだ。中身が子供らのために投資して、安全に有意義に日々暮らされるような施設をつくと自分で答弁して言っているのだろう。説明しているのだろう。そういうところへ子供預けられるの。仮に私の孫だったら預けられない。言われたことをちゃんと的確に確認して報告するとか答弁するとかしてもらわないと非常に困るのだ。もう一回答弁してください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） まず、ご質問の内容とちょっとかけ離れて大変申しわけありませんが、まずふわふわドームの設置予定をする園庭の場所といたしましては先ほど申しましたとおり現状で0.1から0.17 μ Sv/hでございます。今後ここにつきましては、表土を除去し、埋め戻しをすることから、さらに線量は低減するものと考えております。また、桜の木につきましては、大変申しわけございませんでした。まだ担当者レベルでの測定しておりますので、今後道路管理者と協議、調整をしながらやってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと所管の委員長として言わせてもらいます。

12番議員さんの言うとおりの答えも何も出てこないということで非常に残念なのかなと思うのですが、考え方がちょっと違うのだと思うのです。私らも桜の枝云々は、私は気がつかなかったのですが、

議論の中で何回もそういう議論出ますので、桜の枝打ちどうのこうのと。本来これ町の敷地ですので、線量に問題なかったら桜の枝打ちをしないで、土につくくらい枝伸ばして、富岡町は桜で売っているわけですから、桜の枝打ちを前提に物を言っているというのは私はおかしいと思うのです。ましてや富岡町の子供たちがここに通う場所ですから、認定こども園。やっぱりすばらしい桜見せてやるのも我々先人の役目なのかなと思うのです。そういうことから考えていけば、 $0.1\mu\text{Sv}$ とか言っていますが、震災前言えばゼロもう一つつくのですから、 0.05 とか 6 ですから。 0.23 まではいいのですよなんていう感覚になっていてもらっては困るのです。

それで、桜のことを言うのであれば、それだけ言われているのだから、何で別なほうに変更できないの、このブランコの位置とか。そういう位置に変更していけば、木も全く問題なくなるでしょう。木に問題なくなる場所ないのですか、この敷地で。校庭の真ん中に持っていくわけにいかないですから、当然校庭を囲む外周ですので、そこでないのですか。そういう一番いい方法を考えてくださいよという議員の提言に素直に耳かさないというのはおかしいのではないのですか。私はそう思います。桜の木切ればいい議論ではないのです、これ。桜はやっぱりできるだけ枝打ちしないで、伸ばして見せるのが桜なのです。その辺どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 道路側に近い遊具につきましては、特にふわふわドームにつきましては飛び跳ねるものですので、桜の木の枝がやはり気になるところでございます。こちらにつきましては、設置をする場所を今図面上では桜の木がかかるようなところになっておりますけれども、状況を確認して、なるべく桜の木がかからないようなところにずらせるようなちょっと協議をしてみたいと思います。

あと、繰り返しになりますが、線量につきましても皆さんが安心できるような形でしっかり線量をはかって、これから進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育長、認定こども園になった場合には教育委員会の所管になるわけですが、今の議論に対してございますか。

教育長。

○教育長（石井賢一君） 来年の4月から認定こども園が教育委員会管轄になりますが、私どももいたしましても健康福祉課と密に連携をして今進めているところであります。今ふわふわドームについても過日の全員協議会で話があったことについては課長同士で今話を進めておりまして、その内容等については今健康福祉課長が述べたとおりではあります。位置の変更等についても私どもでも十分に検討していきたいと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） プールをちょっとお聞きしたいのですけれども、暑さ対策というのですか、日陰の部分がないのですけれども、その辺はどうお考えになっているのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） プールの設置場所につきましては、実は震災前から同じような位置に位置しております。震災前と違うところは、今回の変更工事の中におきまして、プールから建物の間までゴム製の通路を新設しましたので、もちろんプールを使う際には専門の教師がついた上でプール遊びをさせますので、状況を見て、暑い場合にはすぐ建物の中に戻すような形で運用してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、日陰の部分は考えていないのかという質問なのです。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 日陰の対策につきましては、実際プールを使う時期になりましたら近くに簡易テントというものを置いて、対策をやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育長、ございますか。

教育長。

○教育長（石井賢一君） 来年度になった場合にこれが教育委員会の管轄になりますので、私ではプールを実施する期間は大変短いとは思いますが、その期間についてはテントを常設するとかの対応はしてまいります。

なお、プールについては、これは簡易プールでありますので、子供たちの安全を考えた場合に常時水をためておくことは非常に危険でありますので、子供たちが使い終わったらばすぐに水を抜くとかということで安全面に十分に配慮していきたいと思っています。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数。（賛成12人 反対1人）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は各種事業の進捗状況を踏まえた事業精査を主眼として行うものでございますが、緊急に実施すべき、または着手すべき事業に係る費用を加えた結果、既定の予算に歳入歳出それぞれ8億8,473万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億9,195万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主な内容についてご説明をいたします。3ページをお開きいただきたいと思います。第1款町税119万5,000円の増額は、滞納繰り越し分の徴収実績により第1項町民税36万3,000円の増、第2項固定資産税83万2,000円の増によるものでございます。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金につきましては、富岡町土地改良区総代選挙負担金の実績により40万1,000円を減額するものでございます。

第12款使用料及び手数料101万2,000円の増額は、第1項使用料において公設卸売市場や総合スポーツセンターの使用実績による92万7,000円の増、第2項手数料において諸証明の交付実績による8万5,000円の増によるものです。

第13款国庫支出金1億1,602万4,000円の増額は、第1項国庫負担金において太田モニタリング道路負担金1億3,630万2,000円の減など1億3,771万円の減、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金4億2,223万4,000円の増、社会教育施設災害復旧費補助金2,455万4,000円の増、道路橋梁施設災害復旧事業補助金5,356万円の減など3億9,817万8,000円の増、第3項国庫委託金において原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金996万円の増、福島避難解除区域生活環境整備事業委託金1億5,564万1,000円の減など1億4,444万4,000円の減などによるものでございます。

第14款県支出金4,204万5,000円の減額は、第1項県負担金において保険基盤安定負担金1,102万3,000円の減、第2項県補助金において営農再開支援事業補助金3,422万1,000円の減、福島県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金254万2,000円の増など3,067万9,000円の減、第3項県委託金において河川浄化委託金53万8,000円の減など34万3,000円の減によるものでございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、再エネ復興まちづくり基金預金利子などで1,000円を増額するものでございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金8億2,963万2,000円の増額は、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金5億1,114万6,000円の減、電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金繰入金1億円の増、国交省所管事業に係る復興交付金基金繰入金10億3,940万9,000円の増などによるものでございま

す。

第19款諸収入、第4項雑入2,068万5,000円の減額は、中小企業基盤整備機構助成金1,950万円の減、職員宿舍入居者負担金296万5,000円の減などによるものです。

これらにより歳入合計8億8,473万3,000円の増額補正となっております。

次に、歳出の主な内容についてご説明をいたします。5ページをごらんいただきたいと思います。

第1款議会費、第1項議会費16万円の減額は、議会活動費の精査によるものでございます。

第2款総務費15億1,440万8,000円の増額は、第1項総務管理費において仮設住宅自治会が全て解散したことなどによる行政連絡員経費の減、広報印刷製本費などの実績精査により広報発行事業費の減などにより文書広報費861万9,000円の減、それから来年度において予定いたします行政組織見直しに伴う什器備品移設業務に係る委託料を計上することなどによる財産管理費222万円の増、東日本大震災復興交付金基金において活用残となっている積立金の国庫への返納が必要であることから、諸費8億732万8,000円の増、ため池放射性物質対策工事に係る基金積立金として福島再生加速化交付金基金7億2,030万4,000円の増などにより15億1,846万5,000円の増、第2項徴税費において固定資産土地鑑定委託料の精査などにより165万円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において各種事務事業の精査により220万9,000円の減、第4項選挙費において実績により富岡町土地改良区総代選挙費39万8,000円の減、第5項統計調査費において20万円の増などによるものでございます。

第3款民生費3,114万4,000円の減額は、第1項社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金などの減により2,673万8,000円の減、第2項児童福祉費において83万7,000円の増、第3項災害救助費において一時立ち入り事務諸経費の実績精査などにより524万3,000円の減によるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、住宅清掃補助金の申請実績などにより2,142万4,000円を減額するものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費につきましては、営農再開支援事業費や農地基盤整備対策事業費の減などにより2億8,248万円を減額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費につきましては、中小企業等支援事業費の減などにより1,478万6,000円を減額するものでございます。

第8款土木費1億3,106万4,000円の減額は、第1項土木管理費において601万2,000円の減、第2項道路橋梁費において太田モニタリング道路の整備年度変更による道路橋梁管理費の減や曲田都市計画街路4号線の整備に伴う道路新設改良事業費の増などにより9,100万2,000円の減、第3項河川費において460万4,000円の減、第4項都市計画費において曲田土地区画整理事業特別会計繰出金の増や公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより2,944万6,000円の減によるものでございます。

なお、第5項住宅費は財源更正によるものでございます。

第9款消防費、第1項消防費2,622万円の減額は、防犯防火パトロール事業費や防災行政無線経費

などの減によるものでございます。

第10款教育費62万4,000円の増額につきましては、第1項教育総務費47万1,000円の増、第3項中学校費4,000円の増、第5項社会教育費14万9,000円の増によるものでございまして、第6項保健体育費は財源更正によるものでございます。

第11款災害復旧費1億2,302万1,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において漁港災害復旧事業費などの減により4,322万4,000円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において、関連施設復旧との事業調整により復旧工事実施年度が変更となったことなどによる減など7,979万7,000円の減によるものでございます。

以上のことから、歳出合計8億8,473万3,000円の増額補正となったものでございます。

8ページ、9ページ、第2表、継続費補正をごらんいただきたいと思います。まずは本補正予算において継続費を追加設定する事項でございます。(1)、追加をごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業(H30からH31)において、事業費の総額を11億1,600万円として平成30年度、平成31年度それぞれの年割額を5億5,800万円とするもの、また第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、東日本旅客鉄道株式会社負担金において、事業費の総額を8億3,000万円として平成30年度から平成32年度までの年割額を平成30年度100万円、平成31年度8億1,900万円、平成32年度1,000万円と継続費を追加設定するものでございます。

次に、継続費の変更についてでございます。(2)、変更をごらんいただきたいと思います。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業(H29からH30)において、事業費の総額を7億1,400万円から3億7,009万8,000円に変更し、平成30年度年割額を1,309万8,000円に変更するもの、また第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、富岡漁港共同利用施設整備工事費において、事業費の総額を1億8,800万円から1億6,135万9,000円に変更し、平成30年度年割額を6,735万9,000円に変更するものでございます。

10ページ、第3表、繰越明許費をごらんください。第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業において3,410万円を、また第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業において1億3,500万円をそれぞれ明許繰り越しするものでございます。

11ページ、第4表、債務負担行為補正をごらんください。庁舎管理、老人ホーム管理や、それから認定こども園管理に係る業務委託などの費用の債務負担行為を期間、限度額を定め、設定するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、16ページをお開きください。16、17ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。29ページの交通安全対策事業費の内容を教えてくださいたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） それでは、29ページの交通安全対策事業費についてご説明いたします。

まず、普通旅費でございますが、これにつきましては交通教育専門員ということで4名分計上をさせていただいたところでございますが、現状から会議が開催できないということで減額でございます。

続きまして、消耗品につきましてはカーブミラー等の消耗品の購入を計画してございましたが、以下の設置工事費とあわせまして、今回カーブミラーの撤去、更新の数が少なかったということで減額をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今の説明は理解いたします。

富岡町については、交通安全の関係で交通安全協会というのが震災前にございました。今その団体はどのようになっているかお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） お答えいたします。

現在交通安全協会としましては、一部本部が再開しているというような状況でございますので、今後新年度に向けまして、安全協会の方々と相談しながら体制を整備していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 37ページのごみステーション購入のところで聞きますが、環境衛生事業で。前回全協の中で環境省の今片づけごみとか、草刈ったごみとか、そういうのの処分のことで環境省が3月の十何日までで終わりだよということになったわけですが、その時点で環境省もう一回持ち帰って検討しますよということにはなりましたが、そこまでの背景には町ともいろいろ協議しているのかなと思うのです。その中でどういう協議をしてきたのか。環境省の回答が多分町の協議の中で決まったのかなと思うのです。今後今から帰ってくる人、片づけごみ出した人、解体に絡む人はみんな解体で多分出るのかなと思うのです。そういううちの中の片づけやら更地にしたところの草を刈った処分とか、今から木を切って処分してもらおうとか、そういう部分はどこが片づけるのか、どこに持っていけばいいのか。本来であれば本人が片づけるのが当然なのですが、今非常に震災後放射能が絡んでいますので、出す先がないというのが現状です。その辺は町では今後どう考えているのか。また環境省にお願いしていくのが一番いいのかなと思うのですが、その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） 前段といたしますか、環境衛生事業のごみステーション関係でございますが、これにつきましては今回ごみステーションの購入費ということで、解体に向けた建物、解体済んだ中でのごみステーションをかごとして設置していきたいと考えてございます。

今の議員さんご質問の全協の中でもお話ありました片づけごみ等々については、環境省と協議を続けているところでございます。なお、31年4月に向けましては、南部衛生センターにつきましては受け入れ可能というふうなことになってきてございます。今時点では南部センターにつきましてはごみの焼却については受け入れしていないという、個人のごみにつきましてはというようなことなので、

その辺建物解体については継続して環境省でやっていただけるというふうなことで進んでいるかと思うのですが、レアなケース、今議員さんおっしゃったように例えば相続関係とか、いろいろレアで建物に関係しないで出てくるごみ等々については再度環境省とは協議をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ごみステーションの購入費に関しては建物解体に絡んで中のごみ出るから、ステーションを購入して量をふやすのだよということかと思うのですが、解体に絡むものは、要らないものはそのままに置けば全部解体で片づけるのです。解体しないうちの片づけで出たものが南部に持っていけばいいという話ではないと思うのです。膨大な量になりますので。あとはもう解体が終わって更地になっている部分、やっぱり年に2回くらいは草刈りしないと草ぼうぼうになってしまうのです。その草の持って行きどころもないのです。今環境省で電話すると持って行ってくれます。だから、環境省が3月の十何日でしたね。それで終わりだよと打ち出す段階で、町とは十分協議していると思うのです。町は了解したから、そうなったのだと思うのだけれども、そこで了解はしていないのですか、まだ。その辺のことと、了解したとすればではどうやって町民は片づけごみを処理すればいいのですかということなのです。処理する方法があるのですかという。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） 済みません。前段のごみステーションの購入についてちょっと説明が不足でございました。建物解体と言いましたが、ごみステーション、今国費で解体している部分がございます。それがなくなった段階で鳥獣等に荒らされないようにごみステーションの購入をするというような意味でございます。済みません。説明不足でございました。

○議長（塚野芳美君） だから、ステーションはいいのです。別にさほどあれしていない。その後のごみの扱いどうするのだということ、そっちが肝心なのです。それから、環境省と話がまとまったことかと。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） 大変失礼いたしました。双葉郡内の自治体の避難解除後につきましては、1年間猶予していただいて片づけしていただいているということでございまして、来年4月からにつきましては近隣の避難指示解除があった自治体と同様に、南部衛生センターで引き受けをするということでございます。

なお、ご懸念の大きな片づけられないごみ等々については、なお環境省にはご相談をしていきたいとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この間も環境省から答弁いただきましたし、今町長ちょっとしゃべっていただきましたので、1年間環境省が受けるよと。それで、お願いしてもう一年延長してもらって、来年の3月十何日まではもう一年延長してもらってやってもらうということを町の努力で認めてもらったよということはわかるのですが、その後どうするのだと。やっぱりそういうものを環境省にきちっと片づけてもらわないと帰ってくる人たちの足も進まないのではないかなと思うのです。従来だと建物建っていますし、日々周りの草を取ったり刈ったりしますので、今広域圏でやっているごみ袋に詰めて出す程度で済むと思うのです。今現状は建物ないところは、もうフレコンバッグに草を刈ると5本も6本も出るわけです。そういうものを乗用車で運んだりまったりはもう不可能なのです。そういう部分一々業者をお願いしてやらなくてはならないのかなと。やっぱり町民は、不信感持ってしまう。何でこうなったのということを考えれば全て原発事故ですので、やっぱりこれは日にちを区切らず、まだ2年でも3年でもやってもらわないとおさまりつかないと思います。それで、南部だって今度焼却炉の工事やら何やら入ってきたら南部でだって燃せなくなってしまうでしょう。やっぱりこれは環境省がやるべき事業だと私は思いますので、その辺をしっかりと再度環境省をお願いしてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） ただいまの家庭ごみの回収についてのちょっとご説明だったものですから、今それ以外の片づけごみ等々の話も絡めて話ししてしまっただけで申しわけございませんでした。環境省につきましては、一律ということではなくて、ちょっと柔軟に対応していただけるようには協議をしていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 解除になった地域のことですが、解除にならない部分はまだ環境省がそれらの対応するという事です。それから、解除になった部分については1年間は環境省がやりますよと、ごみ収集をやりますという話で進んできたわけですが、それはまだまだこういう状況で、1年ではだめだよということで2年間に延ばしていただきました。そして、今富岡町にお住まいになっている方、住まうということは、既にそのうちは整備されたり、解体も終わって当然リフォームしたり、それがしっかりできたところで帰ってきて生活しているわけですから、あとは敷地の除草なんかしたものでございます。それらについては、今ごみステーションに個々にビニール袋に詰めていただいて、出していただくというような方法でございます。そして、これが南部衛生センターに今行っているわけですが、南部衛生センター、ご存じのように今回改修をいたします。そのときには南部衛生センターに行っていたものは北部衛生センターで受け付けて、これを処理するというようなことでありまして、この北部衛生センターも南部が終われば今度は北部も整備をし直しますから、そのときは南部で北部の分も受けるというような仕組みになってございます。ただ、議員ご指摘の粗大ごみ等については、これ環境省に今後も継続してやっていただけるかどうかということは町からも強く要請をしていき

いと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。あえてもう一回発言しますか、しませんか。じゃ、1回だけ。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町長の話で理解はしましたが、2つ町長の話の中で、草とかそういうのは袋に入れてステーションに出してくれればよいということですが、当然量的に広域圏で出しているナイロン袋に入れて出す量ではもうほど遠いのです。解体していれば敷地全般に、全体に草は生えるわけですから、年に2回とか3回刈ってもフレコン5本、6本出るわけです。そういう量をあのナイロン袋に詰めて出すというのはちょっと不可能に近いのかなと思うのです。だから、それとか、そういう部分をやっぱり引き取ってもらわないとなかなか町全体がきれいに維持できないのではないかなと思うのです。やっぱり自分の宅地に草生えれば年に1回か2回は来て刈って、持っていってくれるよとなればフレコンに詰めたりしますので、ぜひそういう部分までお願いしたいと。

あとは粗大ごみに関しては、先ほども言いましたが、解体ごみに関しては、解体するうちに関しては問題ないのです。まだまだうちの中の片づけが終わっていないところ解除区域でもあるのかなと思うのです。そういう人たちがもう7年、8年たって、そろそろと富岡町に目を向けて帰ってきて片づけ始めたときに、出す場所がないとなかなか片づけも進まないのかなと思いますので、その辺は先ほど町長、環境省にお願いするよということだったものですから、ぜひお願いしたいと。あと、そういう草刈りとかそういう部分で膨大に出たときにはやっぱり環境省にお願いしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） お願いでよろしいですね。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時02分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続き項別審査を継続いたします。

36、37ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 農地基盤整備対策事業費、かなり大きい金額が減額になっていますけれども、

これはどういうわけの減額でしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） こちらにつきましては、ため池放射性物質対策の本年度工事の7.8億円に対して、今年度新たに発注を予定しております7カ所の設計が完了したため、本年度分の継続費を5.5億円と設定することから、不用額が発生したということでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。道路維持費のところちょっとお聞きしたいのですけれども、道路維持費減額になっているのですけれども、帰還困難区域の国道6号からの入り口のところなのですけれども、道路の中央とは言わないのですけれども、結構車の通るところにコーンが立ったまま、ずっとでこぼこになったままになっていたりしているところがちょこちょここと、それが今代表的なところですが、あるのですけれども、主要な道路はやはり帰還困難区域の中も解体の説明とかいろいろ入ってきているので、そういうところもきちっと計画に入れた状態での減額なのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 6号道路のうちの向こうから入る部分のどの道路の部分ですか。

○7番（遠藤一善君） 旧消防署のところから新夜ノ森に入ったところ。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 6号国道から入ったところでございますけれども、こちらは災害復旧でやっていくべきものというところでございますので、そこに対しましてはバリケードというふうな対応を今現在しておるところです。後に災害査定を受けまして復旧する計画ではございますが、今のところ災害復旧の査定を受ける段階でまだないものですから、今後行ってまいりたいと考えます。こちらの維持管理の減額につきましては、道路の維持管理ですから、道路の除草等の請け差による不用額というところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 減額は除草のところだけというか、除草だということで了解しました。ただ、維持管理というか、災害復旧できちっと直すのではなくて、穴があいているところはできれば車が通るところは穴埋めるだけでもいいのですので、コーンが立っているということは完全に穴があいているので、コーンが立っていると見受けられるのですけれども、そういうところは舗装にしなくても、あ

る程度補修していただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 現場を確認させていただきまして、砂利等、または土のう等で道路パトロールの際にでも対応していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、かなりひどい状態なのです、あれ。下水の工事やった後の部分が地震でくぼんで、そこに碎石は敷いたのです。たまには整備しているのかなと思うのだけれども、災害復旧で直すのもいいのですけれども、災害復旧が認定になるまで多分あそこはまだまだあるのかなと思うのです。今回の拠点整備にはあの道路は入っていますよね。多分入っているのかなと思うのですが、これにしても四、五年はかかってしまうのかなと、四、五年先になるのかなと思いますので、本来であれば維持管理費で仮復旧程度の舗装はかぶせておいたほうがより安全なのかなと思うのですが、その辺の見解と、あとそこからずっと進んでいった、要は今仮置き場の敷地になっている部分なのですが、前も何回も私言っているのですが、鉄板敷きで終わっているのです。今回大分農道も町道認定に格上げになる場所いっぱいあるかと思うのですが、結構鉄板敷いてやっている部分が多いものですから、その辺をやっぱりきちっと直していただきたいなど。仮置き場に貸しているから、しょうがないだろうということかもしれないのですが、やっぱり道路は仮置き場に貸していないでしょう、あれ。仮置き場専用の道路でもないと思いますので、その辺をきちっと管理していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 6号国道から入ったところですが、こちらは集落排水の災害復旧ということで、こちらにつきましては農地維持事務所と今後査定の時期も協議して対応していかねなければならないというところですので、特定復興再生拠点の中にも入っていますので、これも除染に合わせて、除染が終わった後復旧できるように災害査定を受けるような方針でございます。

それから、仮置き場ですが、こちらの鉄板の関係につきましては先日のご質問のときの後に現場は確認しているところでございます。おおむね鉄板が多く敷かれているのは、圃場整備やったところの町道の部分もございしますが、南側の圃場整備のところでありまして交差点部、こちらについては鉄板があるのも確認されていまして、そこから東西に広がっている鉄板につきましては、あれは仮設で環境省で設置したものと私ども認識しておりますので、町道、町管理の部分につきましては今後確認させていただいて、不必要なところは撤去させていただけるよう協議してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1点目の農業集落排水の部分なのですが、災害復旧は当然だと思うのです。災害復旧で上げて、協議して道路直すというのは当然だと思うのですが、それまでかなりやっぱり時

間かかるのかなと思うのです。その時間を補うためにやっぱり仮復旧さっさとやっておくのも一つの方法かなと思うのです。あの道路も結構通るのです。だから、今年度あたりやるか、今年度にかかわらず、新年度あたりに災害復旧上げて、認められればすぐやるよというのであれば、それは多少待たなくてはならないのかなと思うのですが、拠点整備5年の中でということですので、そうなってくると一番最後の時期くらいになってくるのかなと思うのです。そうすると、3年も4年も先になってしまいますので、その辺十分検討してください。

あと、そこから中に入って田んぼの中、農道と町道入り組んでいる辺、あの辺環境省で道路傷めるからということで多分敷いたのかな。道路傷めるからと工事の部分を考えて敷いて、当然道路は傷まないにしても、一般人が通るときにはかなり危険なのです、やっぱり。何回も私言っていますけれども、鉄板というのは凍りますから、冬場になると。そういうところでスリップ事故なんか起こすと自分の責任だよと言われても困ってしまうのです。道路管理者の責任になるのかなと思うのです。当然あれ環境省の道路でも何でもありませんから、農道であれば産業課の管理だし、町道であればどっちにしても町の管理ですので、その辺をきちっとやっていただきたいと。でないと同じ富岡町ですから、困難区域であっても、やっぱり通る部分はきちっとしてもらわないと困るのです。その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 災害復旧の部分につきましては、状況を見まして復旧できる部分もございますので、復旧できる部分で危ないようなところは対応させていただきたいと思います。

鉄板につきましても、これはもう一度確認しまして環境省と協議しまして、危険性のあるところは改善するような方向で協議してまいりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページ。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほど。

1点目は、49ページの消防施設の維持補修費の中で、町内にある消火栓、防火槽等の消防施設についての管理、震災前は消防団とかがやっていたのですが、点検等はどういう形になっているのかお知らせください。

あと、もう一点はその下の防犯対策事業費の家庭用防犯カメラ、今どのぐらい普及されているのかお知らせください。2点です。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

まず、最初の消防施設維持補修関係でございますが、現在におきましても定期的に消火栓等々につきましては消防団に点検をいただいているところでございまして、修理が必要なところにつきましては修理を行っているというようなところでございます。

次に、2点目の防犯対策事業でございますが、防犯カメラの設置事業でございます。これにつきましては、平成29年から事業を実施しておりまして、29年度におきましては実績としまして23件でございました。今年度につきましては今現在14件の申請というようなことでございますので、防犯カメラの設置に向けましては広報等でお知らせをしておるところでございますが、なおPRをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 1点目については、震災前よりの消防団による活動によって点検を行っているということで安心いたしました。

2点目につきましては、防犯カメラの普及もこれから少しずつ町民が戻られている状況下においてだんだんふえていくのかなという感じはいたします。それで、私もちょっとここで提案をしたいのですが、これから町内に家を建て住む方、また家を建てて、ちょっと今は住めないけれども、住む方についての、今行政とか公的にはパトカーとか回っていただいておりますが、各自がやっぱり防犯意識を高めるといふのも必要だと思うので、双葉警察署等の人的ご協力をいただきながら、防犯指導というものは考えていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） お答えをいたします。

防犯パトロール等につきましては、町で委託している会社と、あとは守り隊と民間の町民パトロールというような形でやらせていただいているところでございます。今ご指摘の町内にお住みの方に対する防犯意識の向上ということで、双葉警察署と連携をしながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 同じく防災費の中の防災行政無線経費、これ減額になっていきますけれども、工事と備品購入、この辺のことを詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

防災行政無線諸経費の減額でございます。これにつきましては、まず工事費につきましては850万円ほどの減額ということになってございます。この内容でございますが、これにつきましては双葉消

防本部と連動卓の改修を予定しておったわけなのですが、この改修が双葉消防本部で次年度以降の実施ということなものですから、それに合わせまして翌年度以降の工事ということで今回減額したところでございます。

もう一点につきましては、小浜潮位計の電源工事を予定してございました。これにつきましては、海岸沿いにあるものでございますが、これらは今現在はソーラー電源を使ってございます。なお、安定電源に切りかえるために所要電源を設置予定でございましたが、接続道路等の関係から東北電力との協議の関係で今年度工事ができないというようなことなものですから、先送りさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で承ります。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと聞きたい部分あるのですが、29年に漁業組合から請願書が上がってきて、サケ増殖施設の請願。採択になって、町はその整備に今動き始めていると思うのですが、その場所どの辺を設定する考えなのか。といいますのは、今まで震災前にあった施設は海から幾らも入らない場所だったものですから、いろんなマイナスメリットばかりだと思うのです。どうせつくるのであればもう少し上流に持っていくことによって、サケが上ってくる姿を、その雄壮な姿を町民が見

ることもできるということで、あとはサケの場合には奥に入っていけば入っていくほどいいのです。富岡川の水飲む時間が長くなりますので、覚えている、記憶に残る部分が多くなるということで、奥に入ったほうが戻る確率が多いと言われているのです。そういうことから考えると、いきなり上手岡とかあっちまで上らせるわけにはいかないと思いますが、せめて旧役場辺まで上っていくことによって観光やな場的なことにもなるのかなと思うのです。どうせつくるのであればそういう観光的なことまで考えてつくったほうがメリットは多いのかなと思うのですが、その辺は組合とどの辺まで協議しているのか教えていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） お答えいたします。

漁業協同組合とはいろいろと打ち合わせをさせていただいているところでございますが、今現時点ではやな場と、それから育苗施設につきましてはこれまでは河口側にございましたが、やな場につきましては基本的にこれまでの現状の場所と余り大差ない場所にやな場をまたつくるといような考えで、組合とはそういった考え方で進んでおります。

なお、それから今議員ご指摘がございました育苗施設につきましては、議員ご指摘のとおり今までの近い場所ですとなかなか帰還率がというような、いろんな調査結果もありますし、また組合との中で観光やな場的な話も出ております。そういったことを考えながら、一番最初に町有地というようなことも考えてございましたが、今現時点では議員ご指摘ありました旧役場の裏の水道企業団の事務所周辺で今のところ考えているというような状況でございますが、なおまだこれが決定することでは今現時点でなくて、調査の中でのそういった方向性で今考えているというようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 大体理解はできました。ただ、震災前にあった場所にやな場ということになると、観光やな場的なものはできなくなってしまうのです。震災前にあった部分でもやろうとすれば多分できるのかなと思うのですが、本来であればやな場と増殖施設はできるだけ近いほうが、そこで腹を裂いて卵とって持っていく段階で近いほうがメリットあるわけですから、観光やな場的なことを考えるのであればちょっとでも上に持って行っていただきたいなと私思っていますので、ぜひその辺を組合と調整しながらやっていただければありがたいと。ましてややな場をつくるにしても、今河川整備で工事やっていますので、その整備範囲内に入ってしまうということになるとなかなかやりづらい部分もあるのかなと思いますので、6号線の上まで持っていけばとりあえずの河川整備の中には入らなくなりますので、工事的にもやりやすいのかなと思いますので、その辺も踏まえて考えていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 場所の制定につきましては、今ご指摘ありましたような工事の関係

もでございますので、県の所管課とは協議しつつも、それから水質の調査につきましては東北のそういった関係機関とも現場を見ていただいて確認を図りながら、場所の選定に向けてはもちろん組合さんとも協議の上、決定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。1点ほどお聞きしたいことございます。

前からお話ししているのですが、富岡町については町がこちらに戻ってからいろいろな面で町民の交流等はすごく活発にやっている町だと思っております。それで、前からお話ししているように前からあった観光協会というのがどういう形になっていくのか、また町は現在どう考えているのかももう一度教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 観光協会につきましては、今年度中に立ち上げを、再始動という形で来年1月をめどに立ち上げを検討しているという状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。ようやく観光協会も立ち上げられるということで、いろんな面での活用をされると思うのですが、ただ観光協会となると民間レベルの活動というのは結構多いと思うので、公的な形も必要なのですが、民間、ある程度の導入の方法というのはこれから考えられると思うのですが、その点に対して何か考えている方法あるのかどうか、ちょっとお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 観光協会組織自体につきましては、過去町長が会長というようなことで、商工会、それから加盟している観光協会の方々に組織していたという事実がございます。今回新たな体制を敷くことにつきましては、いろいろと会長も含めて、いろんな会員についてはいろんな方向性を探りながら民間の方の多くの参加を得ながらという形で体制をつくっていきたいという考えでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。（賛成12名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度国、県交付金の見込みに伴い、歳入歳出それぞれ2,193万円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億8,795万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。67ページをごらんください。第6款第1項他会計繰入金は、国、県負担金の見込みから保険税軽減相当額等繰入金で6,020万2,000円を減額、職員給与費等繰入金で事務諸経費において不要となった454万3,000円を減額、出産育児一時金の見込みから280万円を減額、財政安定化支援事業繰入金で174万1,000円を減額、保険基盤安定繰入金で4,362万7,000円を減額するもので、合わせて2,217万7,000円を減額するものでございます。

第8款諸収入、第4項雑入は、資格喪失後受診に係る返還金により24万7,000円を増額するもので、歳入総額において2,193万円を減額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。68ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において、事務諸経費で不要となった454万3,000円を減額するものです。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、歳入予算の補正に伴い財源を更正、第4項出産育児諸費は見込みから420万円を減額するものです。

第11款第1項予備費においては1,318万7,000円を減額し、歳出合計において2,193万円の減額補正をするもので、歳出総額を31億8,795万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件に関しましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

72ページから75ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。（賛成12名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成31年度予算における債務負担行為を設定するものです。

79ページをごらんください。年度初めから契約しなければならない事項について債務負担行為を設定し、当該年度の前年度から契約手続を行えるようにするものです。債務負担行為の限度額については水質検査業務委託300万円、管渠維持管理業務委託100万円、処理場維持管理業務委託400万円であり、合計800万円を計上しております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

80ページから81ページまでございませんか。

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,600万円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ6億7,529万9,000円とするものであります。

85ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により3,600万円の減であります。

86ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の3,600万円の減額は、調査設計委託料で事務事業の精査による減、工事費で単独費充当箇所の減によるものであります。

87ページをごらんください。年度初めから契約しなければならない事項について債務負担行為を設定し、当該年度の前年度から契約手続を行えるようにするものです。債務負担行為の限度額につきましては、水質検査業務委託300万円、管渠維持管理業務委託250万円、処理場維持管理業務委託4,000万円であり、合計4,550万円を計上しております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

92ページから97ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。帰還困難区域の中の拠点整備のところも道路の除染が終わったところから下水道工事が始まっているようなのですが、下水道の工事が発注されている予定の場所とか、通行どめも必然的に起きているようなのですが、そういうところの情報が全く住民に知らされていないと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 現在のところ工事箇所につきましてはの広報等につきましては、帰還困難区域ということもありまして、一般町民の方向けには広報はしていない状況であります。今後検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ご存じだと思うのですが、拠点整備の中は解体、除染等の立ち入りとか、いろいろ始まっております。なので、確かに避難指示解除になっている人たちが帰還困難区域の中に入るといったことはないので、当然帰還困難区域に居住されていた人たちは入っておりますので、そういう方にきちっと工事の場所の予定と、あとせめて通行どめになる箇所はお知らせいただかないと、ここからここまでは通行どめなので、迂回してくださいということで、ある程度の周知はしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 災害復旧の工事箇所につきましては、今後周知を対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第97号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成31年度の予算における債務負担行為を設定するものです。

101ページをごらんください。年度初めから契約しなければならない事項について債務負担行為を設定し、当該年度の前年度から契約手続を行えるようにするものです。債務負担行為の限度額につきましては、水質検査業務委託600万円、管渠維持管理業務委託300万円、処理場維持管理業務委託1,300万円であり、合計2,200万円を計上するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

102ページから103ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第98号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ921万4,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億8,133万1,000円とするものであります。

107ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。歳入については歳出予算額との調整に伴う一般会計繰入金の補正であり、第2款第1項繰入金を921万4,000円増額補正し、総額を2億3,462万4,000円として歳入合計額を2億8,133万1,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。108ページをごらんください。歳出については第1款第1項事業費において、事業費の精査により普通旅費など土地区画整理事業諸経費を28万6,000円減額し、一方工事の進捗に伴い、事業のさらなる加速化を図るため上下水道負担金など土地区画整理事業整備費を950万円増額し、本款本項の予算額としましては921万4,000円を増額補正し、総額を2億8,083万1,000円として歳出合計額を2億8,133万1,000円とするものであります。

次に、繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。109ページをごらんください。今回繰越明許費として補正するものは第1款第1項事業費、事業名が曲田都市計画街路3号線ほか整備工事であり、予算金額としては1億2,000万円であります。当該工事は、今年第7回9月定例議会で工事契約の同意をいただいたものであり、完成を平成31年3月22日として実施していた工事であります。繰越明許として補正する理由につきましては、本工事の軟弱地盤改良工において、今年上期に各地で発生しました豪雨災害の復旧工事が本格的に始まり、当該地盤改良工が各工事で採用されたこと及び経済比較上、工法変更は困難なことにより地盤改良工の現場着手に不測の日数が生じたため、当該工事費に係る予算を繰り越して支出できるよう繰越明許費として補正するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

114ページから117ページまでございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1億2,000万円繰越明許ということで、3月31日の工期が、当然工期延長を見据えてのことだと思うのですが、これ工期延長するのですか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

まず、予算を繰り越すことができたら、その次に協議の中ではもう既に予算のときに説明させていただきましたとおり地盤改良どうしてもおこなってしまうということで、繰り越しになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護給付費の伸びに伴う平成30年度国、県支出金の交付見込みなど、既定の歳入歳

出予算にそれぞれ3,642万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,424万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。121ページをごらんください。第1款保険料、第1項介護保険料は、過年度分徴収見込みとして12万円を増額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、督促手数料として6,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金1,925万6,000円を増額は、介護給付費の伸びに伴い、第1項国庫負担金において介護給付費負担金として445万5,000円を増額、第2項国庫補助金は調整交付金として334万6,000円を増額、地域支援事業交付金として255万3,000円を増額、災害臨時特例補助金として890万2,000円を増額するものでございます。

第4款第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金として605万円の増額、地域支援事業支援交付金として275万8,000円を増額し、合わせて880万8,000円を増額するものです。

第5款県支出金、第1項県負担金は、介護給付費負担金として282万7,000円を増額、第2項県補助金は地域支援事業交付金127万6,000円を増額し、合わせて410万3,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、介護給付費繰入金408万3,000円を増額、また職員給与費4万6,000円を増額し、合わせて412万9,000円を増額するもので、歳入において3,642万2,000円を増額補正をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。122ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費など4万6,000円を増額するものです。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費において介護サービス給付費3,260万円の増額、第2項介護予防サービス等諸費において介護予防サービス給付費770万円を減額し、合わせて2,490万円を増額するものでございます。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は、介護予防・生活支援サービス費1,135万円を増額するものです。

第4款第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として12万6,000円を増額し、歳出において3,642万2,000円を増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

126ページから135ページまでございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。（賛成12名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出における後期高齢者医療電算システム改修費について、国が負担することになったことから歳入を補正するもので、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。139ページをごらんください。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金を58万8,000円減額し、第6款国庫支出金、第1項国庫負担金を58万8,000円増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。140ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において歳入予算の補正に伴い財源を更正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

144ページから147ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。（賛成12名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（塚野芳美君） 次に、平成30年12月14日付で町長から追加議案として議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてほか7件の関連議案が提出されております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長（塚野芳美君） ここで追加議案の提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さんお疲れのところ恐縮ですが、追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に基づく条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件、条例の一部改正に基づく一般会計及び特別会計補正予算案件5件の計8件でございます。

本案件に関しましては、国の改正給与法案の可決成立を待って対応するよう総務省から通知があり、去る11月28日の改正給与法案の可決成立を待って関係議案及び補正予算の作成を行ったことから、追加で議案を提出するものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○日程の追加

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

これらの件を一括上程することとし、追加日程第1、議案の一括上程及び追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決として日程に追加した上で日程を変更し、日程第3、委員会報告の前に議題にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてほか7件の関連議案について追加日程第1、議案の一括上程及び追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決として日程に追加した上で日程を変更し、日程第3の前に議題とすることに決定いたしました。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時03分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○発言の訂正

○議長（塚野芳美君） 追加日程に入る前に拠点整備課長から先ほどの13番、渡辺三男議員に対する説明に対しまして補足したいという求めがありましたので、発言を許可いたします。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 大変申しわけございませんでした。先ほど曲田土地区画整理事業補正予算（第2号）の中で13番、渡辺三男議員よりご質問のありました繰り越しになるのかということですが、大変申しわけございませんでした。あくまでも予算は繰り越しておりますが、工事については同意案件ですので、議会の同意を得て、初めて繰り越しということになるものです。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、追加日程第1、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。
町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 提案理由を申し上げます。

議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第102号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第103号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第104号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第5号）から議案第108号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告等に基づき、町議会議員、町長等の特別職の期末手当並びに職員の給与及び勤勉手当等の引き上げを行うため条例の一部を改正するとともに、給与等の引き上げにより必要となる費用を補正予算として計上するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月10日付人事院勧告をもととする10月2日付の福島県人事委員会勧告を受け行うもので、改正点は民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正を鑑み、期末手当支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。あわせて、平成31年度以降の期末手当支給割合を6月支給分、12月支給分とも均等にすることでございます。

議案第101号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第5条第2項において規定する平成30年度における期末手当の支給割合を本年度6月分の期末手当が既に支給済みであることから、現行の100分の160.0から100分の165.0に引き上げる改正を行うものです。

新旧対照表（第2条）をごらんください。改正本文中第2条では、条例第5条第2項の期末手当支給割合を平成30年度以降6月支給分の割合100分の150.0並びに12月支給分の割合100分の165.0から6月支給分、12月支給分ともに支給割合を100分の157.5と支給割合を均等とするものとしております。

なお、附則第1項において、施行期日を公布の日からとし、改正本文中第2条の規定は平成31年4月1日から施行すること、また附則第2項において本年中に先に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第102号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月10日付人事院勧告をもととする10月2日付の福島県人事委員会勧告を受け行うもので、改正点は民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正を鑑み、期末手当支給月数を0.05分分引き上げるもので、あわせて平成31年度以降の期末手当支給割合を6月支給分、12月支給分ともに均等とするものでございます。

議案第102号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第3条第2項において規定する平成30年度における期末手当の支給割合を本年度6月分の期末手当が既に支給済みであることから、現行の100分の160.0から100分の165.0に引き上げる改正を行うものでございます。

新旧対照表（第2条関係）をごらんください。改正本文中第2条では、条例第3条第2項の期末手当支給割合を平成30年度以降6月支給分の割合100分の150.0並びに12月支給分の割合100分の165.0から6月支給分、12月支給分ともに支給割合を100分の157.5と支給割合を均等とするものとしております。

なお、附則第1項において、施行期日を公布の日からとし、改正本文中第2条の規定は平成31年4月1日から施行すること、また附則第2項において本年中に先に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第103号の説明をいたしますが、正確を期すために、若

干くどい説明になるかもしれません。ご承知おき、ご了解をいただきたいと思います。それでは、議案第103号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月10日付人事院勧告をもととする10月2日付の福島県人事委員会勧告を受け行うものです。改正点は、民間給与や期末手当の支給状況を踏まえた期末、勤勉手当支給月数の0.05月分の引き上げ及び若年層に重点を置いた給与月額引き上げを行うものです。また、加えてガソリン価格の高騰や職員の通勤実態を踏まえた通勤手当の引き上げを行うものでございます。

議案第103号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）をごらんください。改正本文中第1条では、条例第22条第2項第1号並びに第2号において規定する職員並びに再任用職員の本年12月に支給する勤勉手当支給割合を本年6月分の勤勉手当が既に支給済みであることから、現行の100分の90から100分の95に、現行の100分の42.5から100分の47.5にそれぞれ引き上げる改正を行うものです。

また、新旧対照表1ページ下段から7ページの別表第1、行政職給料表につきましては、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げるため、職務の級1級から3級でおおむね月額1,000円程度の引き上げ、平均改定率0.09%となる改正を行うものでございます。

資料8ページの新旧対照表（第2条関係）をごらんください。改正本文中第2条では、条例第12条第2項第2号において規定する自家用車で通勤する職員の手当支給限度額を現行の5万2,500円から5万9,900円に引き上げるものでございます。

条例第21条では、同条第2項において規定する平成31年度以降に支給する職員の期末手当の支給割合を現行の6月支給分の割合100分の122.5、12月支給分の割合100分の134.5から6月支給分、12月支給分とも100分の128.5に均等とするもので、あわせて同条第3項に規定する平成31年度以降に支給する再任用職員の期末手当の支給割合を現行の6月支給分の割合100分の65、12月支給分の割合100分の77を6月支給分、12月支給分とも100分の71に均等とするものでございます。

また、第22条第2項第1号に規定する平成31年度以降に支給する職員の勤勉手当の支給割合を現行の6月支給分の割合100分の90、12月支給分の割合100分の95から6月支給分、12月支給分とも100分の92.5に均等とするもので、あわせて同条同項第2号に規定する平成31年度以降に支給する再任用職員の勤勉手当の支給割合を現行の6月支給分の割合100分の42.5、12月支給分の割合100分の47.5から6月支給分、12月支給分とも100分の45に均等とするものとそれぞれ改正するものでございます。

なお、附則第1条第1項において、施行期日を公布の日からとし、改正本文中第2条の規定は平成31年4月1日から施行すること、附則第1条第2項によって、改正本文中第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例は平成30年4月1日から適用すること、また附則第2条において本年中に先に支給された給与及び勤勉手当は改正後の条例の規定による内払いとみなすこととしております。

附則第3条においては、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項を規則で定める規則への委任条項を付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

[12番（高橋 実君）退席]

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第104号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明をいたします。

この補正予算は、人事院勧告をもととする福島県人事委員会勧告を受け行った議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例並びに職員の給与に関する条例の改正によりそれぞれ対応すべき給与費等の補正を行うもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ388万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億9,583万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入の内容についてご説明をいたします。3ページをお開きください。第17款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、給与の改定に伴う給与費に充てるため、財政調整基金繰入金388万1,000円を増額するものでございます。これにより歳入合計388万1,000円を増額補正をするものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。4ページ、5ページをごらんください。第1款議会費、第1項議会費25万7,000円を増額は、給与の改定に伴う議員期末手当、職員給料や勤勉手当

の増によるものでございます。

第2款総務費77万6,000円の増額は、給与の改定に伴う特別職期末手当、職員給料や勤勉手当などについて、第1項総務管理費において40万5,000円、第2項徴税費において13万3,000円、第3項戸籍住民基本台帳費において22万3,000円、第5項統計調査費において1万5,000円をそれぞれ増とすることによるものでございます。

第3款民生費74万円の増額は、給与の改定に伴う職員給料や勤勉手当など、また国民健康保険事業特別会計繰出金並びに介護保険及びサービス事業特別会計繰出金について、第1項社会福祉費において48万8,000円、第2項児童福祉費において13万5,000円、第3項災害救助費において11万7,000円をそれぞれ増とすることによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費23万1,000円の増額、第6款農林水産業費、第1項農業費25万7,000円の増額並びに第7款商工費、第1項商工費13万6,000円の増額につきましても給与の改定に伴う職員給料や勤勉手当などの増によるものでございます。

第8款土木費、第4項都市計画費4万7,000円の増額は、給与の改定に伴う曲田土地区画整理事業特別会計繰出金並びに公共下水道事業特別会計繰出金の増によるものでございます。

第10款教育費121万5,000円の増額は、給与の改定に伴うなどの職員給与や勤勉手当などについて、第1項教育総務費において33万4,000円、第4項幼稚園費において10万6,000円、第5項社会教育費において77万5,000円をそれぞれ増とすることによるものでございます。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費22万2,000円の増額も給与の改定に伴う職員給料や勤勉手当などの増によるものでございます。

以上のことから、歳出合計388万1,000円の増額補正となったものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、10ページをお開きいただきたいと思ひます。10ページ、11ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
これより議案第104号 平成30年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
2時50分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時38分）

再 開 （午後 2時50分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第105号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題
といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第105号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告等に伴い、歳入歳出それぞれ6万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を31億8,802万1,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。29ページをごらんください。第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金で6万5,000円を増額するもので、歳入予算の総額を31億8,802万1,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。30ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費では、職員費として6万5,000円の増額をするもので、歳出予算総額を31億8,802万1,000円とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件に関しましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

34ページから41ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第106号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴い、給料及び手当を増額するものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ6億7,530万6,000円とするものであります。

45ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により7,000円の増であります。

46ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の7,000円の増額は、人事院勧告に伴う給料及び手当の増によるものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

50ページから57ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第107号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ4万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億8,137万1,000円とするものであります。

61ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。歳入については歳出予算との調整に伴う一般会計繰入金の補正であり、第2款第1項繰入金を4万円増額し、総額を2億3,466万4,000円として、歳入合計額を2億8,137万1,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。62ページをごらんください。歳出については給与費の補正として第1款第1項事業費を4万円増額補正し、総額を2億8,087万1,000円として、歳出合計額を2億8,137万1,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

66ページから73ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第108号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ29万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,454万円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。77ページをごらんください。第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金として29万8,000円を増額するもので、歳入予算総額を17億6,454万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。78ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費として29万8,000円を増額するもので、歳出予算総額を17億6,454万円とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

82ページから89ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務常任委員会、第2委員会室において産業復興常任委員会を開会していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開会していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で、最後に議会議員定数等に関する特別委員会を全員協議会室で開会していただきますようお願いいたします。

それでは、3時20分まで休議いたします。

休 議 (午後 3時05分)

再 開 (午後 3時20分)

[12番(高橋 実君)復席]

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

[総務常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇]

○総務常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第45号、平成30年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後3時6分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)健康福祉課に関する件、(6)教育委員会に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔産業復興常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第46号、平成30年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後3時6分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。（1）復旧課に関する件、（2）復興推進課に関する件、（3）拠点整備課に関する件、（4）農業委員会に関する件、（5）産業振興課に関する件、（6）生活環境課に関する件、（7）いわき支所に関する件、（8）郡山支所に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第47号、平成30年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後3時8分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する

件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第48号、平成30年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後3時9分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第49号、平成30年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後3時10分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会議員定数等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

11番、黒澤英男君。

〔議会議員定数等に関する特別委員会委員長（黒澤英男君）登壇〕

○議会議員定数等に関する特別委員会委員長（黒澤英男君） 報告第50号、平成30年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会議員定数等に関する特別委員会委員長、黒澤英男。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月14日午後3時12分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会議員定数等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会議長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会議員定数等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第8回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 3時32分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 三 男

議 員 渡 辺 英 博